

平成19年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成19年2月28日(水曜日)午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 6 議案上程
- 第 7 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 8 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 8 議案の補足説明

出席議員(25名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也

1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 3 番 鈴 木 正 道
 2 6 番 林 一 哉

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 4 番 神 子 功

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病院事務部長 今 井 和 夫
 秘書広報課長 野 口 徳 和
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 主 幹 濤 川 孝三郎
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課主幹 加 瀬 恭 史
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 宮 本 英 一
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 多 田 清 司
 監 査 委 員 長 平 野 哲 也

助 役 重 田 雅 行
 病院事業管理者 吉 田 象 二
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏
 環 境 課 長 小長谷 博
 健康管理課長 浪 川 敏 夫
 高齢者福祉課長 横 山 秀 喜
 農水産課長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 海上支所長 木 内 孫兵衛
 干潟支所長 木 内 國 利
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 在 田 豊
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 農業委員会事務局長 小 田 雄 治

飯岡莊支配人 野 口 國 男 病院經理課長 鐫 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一 事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 1 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

○議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は25名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 議長報告事項

○議長（嶋田茂樹） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（嶋田茂樹） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。13番、日下昭治議員、14番、平野浩議員、以上の 2 議員を指名いたします。

日程第４ 会期の決定

- 議長（嶋田茂樹） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第１回定例会の会期は、本日から３月19日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月19日までの20日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第５ 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

- 議長（嶋田茂樹） 日程第５、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林一雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林一雄議員を当選人に定めることにご異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、林一雄議員が当選されました。

ただいま当選されました林一雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第37号までの37議案であります。

配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第6 議案上程

○議長（嶋田茂樹） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第37号までの37議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成19年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成19年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成19年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成19年度旭市病院事業会計予算の議決について

- 議案第 9 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 18 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 18 年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 18 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 18 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 18 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 旭市監査委員事務局設置条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市副市長定数条例の制定について
- 議案第 18 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 33 号 市道路線の認定について

議案第 34 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 35 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 36 号 専決処分の承認について

議案第 37 号 専決処分の承認について

日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（嶋田茂樹） 日程第 7、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成19年旭市議会第 1 回定例会を招集し、平成19年度一般会計予算及び各特別会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

最初に、総合計画について申し上げます。

新年度は、新旭市にとって最初の基本構想・基本計画がスタートする年であります。

将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向けて、地域の特性・資源を最大限に生かし、誰もが健康で安心・安全に暮らせる日本一住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

このため、基本構想におけるまちづくりの基本理念である、地域の主体性と活力を高めて「自立」し、人や地域、自然、歴史、文化との「共生」を進め、市民と行政が良好かつ対等な関係のもとで「協働」する、「自立・共生・協働によるまちづくり」を踏まえ、

- ・安全で魅力のあるまちづくり
- ・快適でうるおいのあるまちづくり
- ・健やかでやすらぎのあるまちづくり
- ・心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり
- ・活力と躍動感に満ちたまちづくり

・共につくる夢のあるまちづくり

の六つを各施策の柱とし、計画事業数396事業、計画事業費約520億円となる平成23年度までの基本計画を策定しました。

計画策定にあたっては、市民や議員の皆様をはじめ、旭市総合計画審議会、旭市総合計画策定市民会議並びに各地域審議会の委員の皆様から貴重なご意見を賜ったところであり、この場をお借りして、改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、基本計画に定めた各施策の実施にあたっては、市民の皆様の積極的な参加と合意を得ながら進めてまいります。

次に、地域福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画について申し上げます。

地域福祉計画は、地域活動の支援、健康で生きがいのもてる環境づくり、社会参加と人材育成及び安全・安心なまちづくりの4つの基本目標を定め、その実現に向け、市民、地域、行政が協働して福祉に関する課題を解決することを目的に定めるものであり、また、障害者計画及び障害福祉計画は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう定めるものであります。

これらの計画については、市民の代表者及び有識者で組織した策定委員会での協議を終え、3月中に策定いたします。

今後、これらの計画に基づき、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう取り組んでまいります。

次に、環境基本計画について申し上げます。

環境基本計画は、市の望ましい環境像を明らかにするとともに、環境の保全に関する長期的な目標や施策の方向性等を定めることで、環境の保全に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進していこうとするものであり、行政の取り組みだけでなく、市民や事業者の皆様の役割や責任も定めるものであります。

この計画の策定にあたっては、小中学生や高校生並びに事業者等を含む市民の方々、3,000人を対象にアンケートを実施し、市民の皆様の意見をお聞きするとともに、現状をしっかりと分析しながら策定作業を進めてまいりました。

去る1月22日には環境審議会へ素案を諮問し、計画内容について審議をいただいているところであり、庁内の関係各課と調整を図るとともに、審議会のご意見を伺いながら、3月中を目途に計画を策定する予定であります。

次に、行政改革アクションプランの実施状況について申し上げます。

まず定員適正化計画に基づく定員管理では、新規採用者数を定年退職者数の3分の1程度にとどめ、職員数の縮減を図ることといたしました。

合併前後の平成17年度及び平成18年度では、定年退職者以外の退職者が多くなったことから、新年度当初の職員数は814人となる予定であり、計画で見込んだ縮減数の12人を大幅に上回る37人の減となる見込みであります。

次に、組織・機構の再編については、新年度から海上支所と飯岡支所の産業室を廃止することといたしました。

これは、支所からの提案によるもので、事務の効率化や、配置された職員のやりがいを考え、また実際の事務量を考慮すると農水産課及び商工観光課それぞれの直轄の組織にすべきと考えたものであります。

これに伴い、それぞれの地域の市民に不便のないよう、両支所には農水産課と商工観光課の分室を置き、何人かの職員が常駐する体制をとることといたしております。

次に、民間委託等の推進については、干潟保育所へ指定管理者制度を導入する計画でしたが、昨年の第3回定例会でもご報告いたしましたとおり、1年先送りし、平成20年度から導入することといたしました。

本定例会に関連条例を提案し、事業者を選定後、保護者の皆様のご要望どおり、6か月の引き継ぎ期間を設定しております。

続きまして、平成19年度の予算編成について申し上げます。

わが国の経済は、世界経済の着実な回復が続く中、平成18年度には企業部門・家計部門、共に改善が続き、平成19年度においては、自立的・持続的な経済成長が実現すると見込まれております。

一方、地方財源は、地方交付税関連収入の減額によって、伸びを見込むことが困難な状況にあり、平成19年度の地方財政計画の規模は83兆1,300億円、前年度比500億円の減で、6年連続してマイナスとなっております。特に、投資的経費に係る地方単独事業については、前年度比3%の減で、引き続き事業規模の抑制を図ることが求められております。

本市の財政状況も、歳入では、所得税から個人住民税への税源移譲や定率減税の廃止により市税が増収になるものの、地方財政計画における臨時財政対策債の縮減や、地方交付税などの減額によって歳入全体としては、伸びを見込むことができません。

歳出においても、急速に進展する少子・高齢社会への的確な対応に加え、国の制度改正に伴う市の負担増により社会保障費などの義務的経費が増加しており、さらには、既存公共施

設の維持補修や耐震化など多くの財政需要が見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況下において、平成19年度当初予算は「旭市基本計画」に掲げる施策を着実に実施していきながら、新市の「均衡ある発展」と「速やかな一体性の確立」、「住民福祉の一層の向上」を基本に編成し、一般会計の当初予算は250億7,000万円としたものであります。特別会計は国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業、下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて166億1,149万2,000円、企業会計は水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて358億5,863万4,000円となり、当初予算の規模は775億4,012万6,000円で編成したところであります。

次に、主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に、「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

将来にわたる計画的な都市づくりを進めていくため、都市計画のあるべき姿とその実現に向けた指針となる都市計画マスタープランの策定に平成19年度から着手いたします。

策定にあたりましては、市の基本構想に即し、また市民の皆様の意見を十分に反映させながら作業を進め、平成21年度中の策定を目指してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、地域のバランスを考慮しながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道については、用地交渉を行いながら事業を進めており、東西線については、平成18年度に着工した国道126号飯岡バイパス側からの工事に加え、新年度からは中央病院側からも工事に着手します。

また、南北線については、ＪＲ線をまたぐ橋梁の詳細設計等を行うことといたしました。

着工後３年目となる１級２号線長部地先の歩道整備事業については、残りの区間のうち約200メートルを施工するとともに、未整備区間の用地交渉を進め、早期完成を目指してまいります。また、長年の懸案事業でありました１級５号線の米込地先の道路整備については、用地買収が済んだ約700メートルの工事に着手いたします。

飯岡バイパスと主要地方道銚子旭線を結ぶ飯岡海上連絡道路整備事業については、国の補助事業採択を受けるため、費用対効果資料を作成することといたしました。

平成18年度からの２か年継続事業であります防衛施設周辺民生安定事業については、塙新町から横根地区に至る約700メートルの道路改良工事を行うとともに、継続して整備を進め

るため、塙新町集落内の測量及び物件補償等の調査を行います。

次に、街路事業について申し上げます。

旭市の顔となる旭駅前線については、関係地権者のご協力により計画面積の約65%の用地を取得いたしました。平成19年度は、本年度に引き続き電線共同溝の工事を行い、駅前地域としての都市環境の整備を図ってまいります。

谷丁場遊正線については、事業用地の約34%を取得しており、今後も、関係地権者へご理解とご協力をお願いし、早期の工事着手を目指してまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防本部については、ディーゼル車排ガス規制の運行期限を迎える本署の救助工作車と積載する救助資機材及び干潟分署のタンク車の更新整備を図るとともに、高度の応急処置の必要性が高まっていることから、救急救命士の育成強化を引き続き進めてまいります。

また、消防水利の確保と充実強化のため、耐震性の防火水槽を海上中学校、干潟公民館及び新町の消防庫跡地に設置いたします。

消防団については、海上方面隊のタンク車1台、小型ポンプ積載車2台及び飯岡方面隊の小型ポンプ積載車2台の更新整備を図ってまいります。

次に、防災計画について申し上げます。

防災計画については、旧1市3町の防災計画を基本として、近年の国内における大規模災害の教訓を踏まえ、地域の特性等を十分反映させながら作成を進めております。

現在、防災アセスメント調査を含め、作業は最終調整の段階に入っており、この3月には県へ最終原案を提示・協議し、平成19年度の早い時期に策定できる見込みであります。

第二に、「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、広域ごみ処理事業について申し上げます。

広域での一般廃棄物処理施設の建設については、平成11年より東総地域ごみ処理広域化推進協議会において候補地の選定を進めてまいりました。

この事業は、千葉県が進めるごみ処理広域化計画に沿ったものであり、東総地域は銚子市、匝瑳市、旭市にある3施設を集約化して、新たな一般廃棄物処理施設を整備するものであります。

協議会における候補地選定の中で、最終的にクリーンセンターの新川西岸にあたる遊正地区が処理区域の中心に近く交通アクセスがよいこと、隣接して都市計画道路が整備される予定であることなどから最有力候補地として選定され、以来、地権者の皆様への事業説明を進

めてまいりました。

今月に入って、3回にわたり周辺住民の方々への説明会を開催し、協議会事務局において事業概要の説明をさせていただきました。

今後も、詳細な説明と意見交換を重ねながら、地域住民の方々のご理解とご協力を得る中、環境アセスメント等の調査を進めていく予定となっております。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたっての配水施設整備計画や財政計画を含む旭市水道事業基本計画を本年度策定いたしましたので、今後は、この計画に基づいて効率的な事業運営を進めてまいります。

平成19年度は、その初年度にあたり、給水区域内の施設の一体化、水質・圧力改善及び未給水地区の解消を図るための配水管布設工事等を行い、安定給水の確保及び普及率の向上に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成19年3月末に、イ・ロ地区の4.2ヘクタールを供用開始し、145.9ヘクタールの区域で使用が可能となります。これにより、事業認可区域202ヘクタールのうち、約72%が整備されたことになります。

平成19年度は、本年度に引き続きイ・ロ地区7.8ヘクタールの面整備工事を行うこととしております。

また、将来的に供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、中継ポンプ場及び浄化センターの水処理施設等の建設に向け実施設計を行うとともに、平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震等を踏まえて、浄化センターと重要な幹線管路等の耐震診断を行うこととしております。

なお、加入世帯については、対象世帯1,785世帯のうち1,077世帯が加入しており、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。

今後も、なお一層の加入促進を図ってまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

椎名団地周辺の排水対策として整備する排水路については、下流部の十日市場側から工事を進めており、継続して約500メートルを施工する予定であります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、平成18年度に引き続き、じゃぶじゃぶ池を利用した遊戯施設と修景施設の整備を行います。また、老朽化により傾いてきた、ため池西側の護岸の改修工事を行い、

市民が安心して利用し、憩える公園として整備してまいります。

文化の杜公園については、イベント、スポーツなど多目的に利用でき、災害時にも対応できる防災機能を持った総合公園として整備するため、用地買収を進めるとともに、一部の造成工事を実施いたします。

次に、あさひ健康パーク整備事業について申し上げます。

パークゴルフ場については、平成20年度のオープンに向けて植栽、管理施設、トイレ等の整備を進めてまいります。また、オープン後の大会使用や運営に資するため、国際パークゴルフ協会の公認取得を目指すとともに、パークゴルフ競技者の育成に努めてまいります。

第三は、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

本年度から実施しております予防接種会場と母子保健事業会場の集約再編は、市民の皆様のご理解と事前の広報活動により、混乱なく終了することができました。再編後2年目に入る新年度は、受診率の向上と併せて、生活習慣病の予防を重点とした保健指導を、さらに充実させてまいります。また、乳幼児医療費助成事業についても、保護者の経済的負担をさらに軽減するため、支援の充実を検討してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

自治体病院を取り巻く環境は、年々厳しさが増し、近隣病院では診療科の休止や病棟の閉鎖等、診療体制の縮小が加速しております。

このような状況の中、旭中央病院は健全経営を堅持するとともに、東総地域の基幹病院として高度医療、不採算医療、救急医療を受け持ち、また、近隣病院の要請に基づく医師派遣を行う等、その重責を果たしております。

そこで、基幹病院としての機能をさらに強化するため、平成19年度は病棟再整備計画を推進するとともに、看護師の確保策の一環として、附属看護学校の定員増加に伴う改修工事や看護師宿舎の新築工事を実施いたします。

また、東総地域の医療体制の確立を目指すため、去る2月1日には3市1町の首長、議長、病院長、医師会関係者、及び県の地域振興担当部長、健康福祉部理事等19名を構成委員とし、新たな枠組みによる東総地域医療連携協議会を設立いたしました。

今後はこの協議会での検討を踏まえ、地域における医師不足の解消と各病院間の連携や機能分担による効率的な医療体制の構築に向けて努力してまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

ひとり親家庭への支援策といたしまして、国の方針が児童扶養手当中心の支援から就業・自立に向けた総合的な支援へと転換しつつあることから、新たに母子家庭自立支援教育訓練費等の自己負担金の一部を助成いたします。

また、児童虐待など子どもを取り巻く諸問題が、年々複雑化し虐待件数も顕著に増加しており、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を行うためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、要保護児童対策地域協議会における連携を強化し、その未然防止に努めてまいります。

高齢者福祉について申し上げます。

予防重視型への転換を盛り込んだ介護保険制度改正を踏まえ、本市でも地域包括支援センターを市直営で平成19年4月1日に設置することといたしました。

地域包括支援センターには、社会福祉士等の専門職員を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援してまいります。

具体的には、要支援1、要支援2と認定された方や特定高齢者への介護予防ケアマネジメント、総合相談、虐待防止、権利擁護等の業務を実施する他、地域全体で支援していくネットワークづくりなどに取り組み、それぞれの職員の専門性を活かしつつ、充実したセンターの運営を図っていきたいと考えております。

今後も、介護保険制度の健全な運営に努め、介護予防を推進し、在宅サービスの充実を図りながら、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援してまいります。

第四は、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

小・中学校教諭補助員配置事業については、2名増員し16名の指導員を配置し、国語や算数・数学など基礎基本の徹底や特別支援を必要とする子どもへのきめ細かな指導により、さらに学力の向上を図ります。

放課後児童健全育成事業については、新たに鶴巻小、滝郷小、飯岡小及び古城小を加え、合計14か所で実施し、保護者が安心して働ける環境づくりに努めてまいります。

また、6月と11月には、旭市内の小中学校を会場に1,000人規模の教育関係者が集まる、「生活科・総合的学習」及び「教育工学」の全国研究大会が開催されることとなっており、

この大会を旭市の教育のさらなるレベルアップを図る絶好の機会ととらえ、積極的に支援するとともに、その成果に大きな期待をしているものであります。

今後とも、国や県の動向を踏まえつつ、旭市の子どもたちのために、確かな学力がつく学校、豊かな心を育む学校、そして、安心して皆が学ぶことができる学校づくりに努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

学校施設については、耐震診断の結果、補強工事で耐震性が確保できると判定された干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、飯岡小学校及び干潟中学校については、平成18年度からの2か年事業で、また、中央小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校及び第一中学校については、平成19年度に補強工事と大規模改造工事を実施いたします。

さらに、第二中学校の校舎については、平成19年度からの2か年事業で改築工事を実施する予定であり、先の臨時会で議決をいただいた同校の屋内運動場改築工事は、平成20年2月末の竣工を目指し、工事を進めてまいります。

工事期間中、児童・生徒には不便をかけますが、授業等に支障のないよう配慮するとともに安全には万全を期してまいります。

新しい海上中学校については、完成検査が終了し、引渡しを受けたところであり、来る3月24日に竣工式を挙行することといたしました。なお、旧校舎については、体育館と特別教室を除き、平成19年度に解体することとしております。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育においては、市民が生涯にわたって、楽しみや生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、「いつでも、どこでも、だれでも学習ができ、その成果が社会の中で活かされる環境づくり」の実現に向けた事業を展開してまいります。

また、学校・社会教育施設等を利用し、学校・家庭・地域の連携、協力の下に子ども達に様々な自然体験や社会体験等を提供する場を設けてまいります。

文化振興事業については、東総文化会館を中心に優れた文化芸術の鑑賞の機会の提供や、市民参加事業の推進を図るとともに文化団体の育成に努めてまいります。

また、国指定文化財である大原幽学旧宅の破損や腐食の拡大を防ぐため解体修理を実施し、貴重な文化財の保護保存に努めてまいります。

体育振興については、市民駅伝大会や飯岡しおさいマラソン大会等の開催や、小学生から高齢者の方を対象とした、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いなどを開催し、市民が

広くスポーツについて理解と関心を深め、かつ、積極的にスポーツ活動に参加する機会の提供に努めてまいります。

また、本年7月頃には、平成22年に開催される第65回国民体育大会の千葉県での開催が正式に決定される見込みであり、旭市では卓球競技が開催される予定であることから、そのための諸準備等にさらに万全を期してまいりたいと考えております。

第五は、「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、年々減少する米の消費に対して、需要に応じた水田作物生産を進めていくことが必要となっており、麦・大豆等の集団転作を進めるとともに、畜産農家と連携して水田での飼料作物栽培を推進いたします。また、「売れる米づくり」にあたっては、首都圏に近い立地条件を生かし、地域の特色を出した米の販売を推進してまいります。

園芸については、温暖な気候を生かし、全国有数の園芸産地を形成しておりますが、近年の異常気象の影響等で多くの野菜において価格低迷が続いている現状を踏まえ、消費者との交流を深め、消費者と連携した野菜栽培等を進めていくとともに、認定農業者の施設園芸の規模拡大については、「園芸王国ちば」強化支援事業等により今後も支援してまいります。

畜産については、旭産の肉・卵等の市場での評価を高め、消費者に旭産の良さを印象づけるブランド化事業の推進が必要となっていることから、去る2月13日には、ブランド化を進めている豚肉・牛肉等のPR会議を市内で開催したところであり、今後、さらなる産地PRを図ってまいります。

なお、国においては、平成19年度からの重点施策として、認定農業者の育成・確保を図るために農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、平成19年度からの3年間に限り、無利子で融資する措置を講ずることとしております。本市では、他市町村に先駆けて月2回、農水産課内に農林漁業金融公庫職員による資金相談窓口を開設しており、今後も、認定農業者がスムーズに国等の支援を受けられる万全の体制を整えてまいります。

幽学の里で米作り交流事業については、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の一環として平成18年度より取り組んでおりますが、新年度においても都市住民はもとより地元住民も含め、体験農業による交流の輪を広げていきたいと考えております。

次に、水産業について申し上げます。

水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進する一方、漁港の航路確保のための浚渫と、市民が散策できるような護岸堤防の整備等の漁港機能の充実を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続く中、商工会では、共通商品券発行事業など商業振興を図るための様々な事業を展開しているところであり、市といたしましても、商工会と連携を図りながら、できうる限りの支援をしてまいります。

また、中小企業資金融資制度については、利用者も増加していることから、今後も、手続きの改善等により利用者の利便性向上を図ってまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区への企業誘致につきましては、事業主体である千葉県土地開発公社と連携を図りながら、誘致活動を展開しておりますが、今般、1社から進出希望申出書が提出され、年度内には契約できる予定であると聞いております。

近年、景気の回復基調の下、企業からの引き合いも多くなってきており、これを契機に企業の立地が進むことを期待しているところであります。今後も、地域経済の活性化と雇用の創出による若者の定住化を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、JR東日本の協力の下、2月1日から4月30日までの期間、房総発見伝と題して「ちばデスティネーションキャンペーン」を展開しているところであり、旭市においても飯岡刑部岬展望館における夕日・夜景鑑賞会や宿泊組合、遊魚船組合及び飯岡荘などでの様々なサービスがガイドブックで紹介され、本市の観光振興に寄与するものと期待しているところであります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

国民宿舎は、旭市の観光交流拠点施設として幅広い役割を担っておりますが、近年の旅行形態は「目的型の個人旅行」に変わってきており、今後なお一層その役割を堅持していくためには、旅行ニーズに対応する改善策が必要であります。

この改善策については、施設の改善と運営内容の見直しなくして、利用客の減少に歯止めをかけることは困難とする経営診断の結果を受けまして、かねてより国民宿舎運営委員会で協議を重ねてまいりました。

平成19年度からは、施設全体に情緒あるリゾート性と機能的で清潔感を持った特色ある宿舎をつくる施設改善と、新企画の商品開発や営業体制の見直し等、民間の経営手法を取り入れる経営改善を並行して実施してまいります。

とりわけ平成19年度は、レストラン及び外壁等の改修工事を実施するほか、旭市が誇る

「新鮮で豊富な食材」を活かした「食彩の宿」づくりを早急に進めてまいります。

続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第１号は、平成19年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ250億7,000万円であります。

歳入の主なものは、１款市税が72億4,820万3,000円、２款地方譲与税は４億2,300万円、８款地方特例交付金が6,300万円、９款地方交付税が67億3,000万円、13款国庫支出金が20億3,418万5,000円、14款県支出金が16億3,508万1,000円、15款財産収入が7,196万3,000円、17款繰入金が８億3,292万3,000円、19款諸収入が２億8,140万3,000円、20款市債が31億2,800万円等であります。

次に、歳出の主なものは、１款議会費が２億4,563万3,000円、２款総務費が35億7,319万8,000円、３款民生費が54億5,020万6,000円、４款衛生費が19億3,329万3,000円、５款労働費が4,344万2,000円、６款農林水産業費が15億154万円、７款商工費が３億4,633万2,000円、８款土木費が27億8,515万6,000円、９款消防費が12億6,498万5,000円、10款教育費が36億2,582万4,000円となっております。

また、12款公債費は、市債の元利償還金等で28億1,551万6,000円、13款諸支出金は、水道事業会計、病院事業会計、土地開発基金への繰出金等で14億4,486万8,000円、14款予備費に4,000万円を計上しております。

次に、債務負担行為は、農業近代化資金利子補給のほか15件の債務保証を設定するものであります。

議案第２号は、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、事業勘定が歳入歳出それぞれ80億6,400万円、施設勘定が歳入歳出それぞれ7,240万円であります。

事業勘定について、歳入の主なものは、国民健康保険税に28億1,176万1,000円、国庫支出金に24億1,787万6,000円、療養給付費等交付金に７億1,167万6,000円、県支出金に４億2,232万4,000円、共同事業交付金に９億8,839万7,000円、繰入金に５億2,079万5,000円、繰越金に１億7,000万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に5,764万4,000円、保険給付費に51億5,420万4,000円、老人保健拠出金に11億1,246万2,000円、介護納付金に６億2,495万2,000円を計上するものであります。

施設勘定について、歳入の主なものは、診療収入に5,998万1,000円、繰入金に707万9,000円、繰越金に470万円を計上し、歳出の主なものは、総務費に3,838万1,000円、医業費に

3,019万3,000円を計上するものであります。

議案第3号は、平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ44億3,800万円であります。

歳入の主なものは、支払基金交付金に22億6,684万8,000円、国庫支出金に14億1,766万5,000円、県支出金に3億5,441万7,000円、繰入金に3億6,793万4,000円を計上し、歳出の主なものは、医療諸費に43億9,334万3,000円を計上するものであります。

議案第4号は、平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ32億2,792万円であります。

歳入の主なものは、保険料に5億4,103万6,000円、国庫支出金に7億4,790万7,000円、支払基金交付金に9億6,781万円、県支出金に4億8,466万1,000円、繰入金に4億7,622万2,000円、繰越金に643万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、総務費に4,517万3,000円、保険給付費に31億730万5,000円、財政安定化基金拠出金に321万1,000円、地域支援事業費に6,198万円を計上するものであります。

議案第5号は、平成19年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ7億5,700万円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金に2,725万1,000円、使用料及び手数料に4,861万3,000円、国庫支出金に5,550万円、一般会計からの繰入金に4億1,856万2,000円、基金繰入金に3,500万円、繰越金に1,200万円、市債に1億6,000万円を計上するものであります。

歳出の主なものは、職員人件費等に8,180万6,000円、処理場維持管理費及び管渠工事費に3億7,462万円、公債費に2億9,757万4,000円を計上するものであります。

議案第6号は、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ5,217万2,000円であります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金に210万円、使用料及び手数料に1,361万2,000円、繰入金に3,645万6,000円を計上するものであります。

歳出の主な内容は、人件費及び物件費等に935万3,000円、江ヶ崎及び琴田地区排水施設維持管理費に1,686万8,000円、農業集落排水資源循環事業で168万9,000円、農業集落排水建設事業で50万円、公債費に2,116万2,000円、繰出金に210万円を計上するものであります。

議案第7号は、平成19年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万8,458件、年間給水量を608万5,700立方メートルと見込み、収益的収入及び支出において、収入に18億1,415万3,000円、支出に16億6,070万8,000円を計上し、当年度利

益 1 億5,344万5,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に 1 億4,217万3,000円、支出に 5 億9,664万7,000円を計上し、収支不足額 4 億5,447万4,000円は、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第 8 号は、平成19年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は32万9,940人、外来患者数は85万700人を見込み、収益的収入及び支出において、収入に303億4,324万4,000円、支出に302億5,090万9,000円を計上し、当年度利益9,233万5,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に682万5,000円、支出に30億2,650万2,000円を計上しております。支出のうち、主なものは看護師宿舍新築工事や病院再整備事業基本設計料であります。収支不足額30億1,967万7,000円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんする予定であります。

議案第 9 号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を 1 万9,000人、休憩利用者を8,000人と見込み、収益的収入及び支出において、収入に 2 億687万5,000円、支出に 2 億71万9,000円を計上し、当年度利益615万6,000円を予定いたしました。

また、資本的収入及び支出については、収入に9,140万円、支出に 1 億2,314万9,000円を計上しております。

支出のうち主なものは、2 か年の継続事業となる施設改善事業及び経営改善事業等によるものであります。収支不足額3,174万9,000円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんする予定であります。

議案第10号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 9 億2,350万円を追加し、予算総額を271億4,000万円とするものであります。

なお、補正予算の大きなものとして、2 月 6 日に国の補正予算が成立し、安全・安心な学校づくり交付金の追加が決定し、平成19年度に予定していた中央小、鶴巻小、滝郷小、第一中学校校舎の地震補強、大規模改造工事が、今年度に前倒しして採択されましたので、今回の補正で追加するものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金に3,527万6,000円、国庫支出金に 3 億938万7,000円、県支出金に642万4,000円、市債に 8 億5,130万円を増額し、繰入金から 2 億6,387万9,000円、諸収入から1,500万8,000円を減額するものであります。

歳出については、議会費に60万2,000円、農林水産業費に360万1,000円、商工費に100万円、教育費に10億6,000万4,000円、諸支出金704万2,000円を増額し、総務費から7,185万3,000円、民生費から4,630万4,000円、衛生費から527万2,000円、土木費から2,532万円を減額するものであります。

議案第11号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定は、歳入歳出にそれぞれ1,182万5,000円を追加し、予算総額を73億6,644万5,000円とするものであります。

議案第12号は、平成18年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ89万円を追加し、予算総額を44億7,189万円とするものであります。

議案第13号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、地方財政措置の見直しに伴う下水道事業債特別措置分の創設による借入金の増額を行うものであります。

議案第14号は、平成18年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入に3,418万2,000円を追加し、資本的支出に119万4,000円を追加するものであります。

議案第15号は、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、資本的収入において一般会計からの出資金に94万5,000円を追加するものであります。

議案第16号は、旭市監査委員事務局設置条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正により監査委員の定数を2人とする場合にはその定数を条例で定める必要がなくなったことに伴い、従来の監査委員条例の規定内容のうち、事務局の設置に関する部分のみを抜き出して新規制定するとともに、附則において現行の監査委員条例を廃止するものであります。

議案第17号は、旭市副市長定数条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、助役に代わる副市長の定数については条例で定めることとされたため、その定数を1人と定めるものであります。

議案第18号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、同法の平成19年4月1日からの一部施行に伴い、関係する条例の改正を一括して行うものであり、改正の内容は、助役、収入役及び吏員等の文言を整理するものであります。

議案第19号は、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国および県における休息時間の廃止及び勤務時間の見直しに準じて所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新規に設置する地域自立支援協議会及び地域包括支援センター運営協議会の委員報酬について定めるとともに、勤労青少年ホームの廃止に伴い、同運営委員会委員の報酬規定を削るものであります。

議案第21号及び第22号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、助役及び教育長の給料額を引き下げるものであります。

議案第23号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、扶養手当と管理職手当の改正を行うとともに、給与の適正化を図るため特殊勤務手当の一部削減を行うものであります。

議案第24号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市立保育所について指定管理者による管理が実施できるようにするものであります。

議案第25号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、設置場所が境内地本堂の裏にあり、防犯上の不安もあって利用実態がなく、児童遊園の用に適さなくなった犬林児童遊園を廃止するものであります。

議案第26号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法施行令第3条第2項の規定により、旭市国民健康保険運営協議会委員として、新たに被用者保険等保険者を代表する委員を加えるものであります。

議案第28号は、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県信用保証協会が信用保証する場合の連帯保証人を課す基準が緩和されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、海上中学校の移転に伴い、学校の位置を改めるものであります。

議案第30号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立海上中学校の移転に伴い、取り壊さず利用していくことと

した旧海上中体育館と特別教室を新たに社会体育施設に加え、老朽化により取り壊すこととした海上尚武館を廃止するものであります。

議案第31号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たな特別療養環境室の設定に伴う使用料等を定めるとともに、地方自治法の改正に伴う条文整理を行うものであります。

議案第32号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、組合を組織する地方公共団体に関する規定、共同処理する事務に関する規定及び執行機関に関する規定等の改正を行うに際し、関係地方公共団体と協議するにあたり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、市道路線の認定についてでありまして、新たな道路整備に伴い、9路線を新規に認定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

議案第34号及び議案第35号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、林秀和氏並びに石毛昭夫氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第36号及び議案第37号は、専決処分の承認についてでありまして、議案第36号は平成18年度旭市一般会計補正予算について、大原幽学遺跡史跡公園内にある旧林家住宅の屋根が、経年劣化により緊急の修復を要したため、議案第37号は旭市病院事業の設置等に関する条例中の精神科の病床数を減少することについて県の許可が出たため、それぞれ専決処分したものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田茂樹） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 26 分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案の補足説明

- 議長（嶋田茂樹） 日程第 8、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明をいたします。

最初に、資料としてお配りしました「平成19年度当初予算の概要」について説明いたします。

4 ページをお開きください。4 ページと 5 ページは一般会計予算の概要となります。平成19年度の総額は250億7,000万円で、前年度と比較すると3.7%の増となります。

6 ページと 7 ページは、歳入、歳出の款別一覧です。

8 ページは歳出の性質別一覧です。

9 ページから13ページまでが主要事業の一覧表で、掲載は基本構想に掲げた 6 つのまちづくりの基本方針の順としました。

それでは、予算書の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

予算書をお開きください。なお、ページの説明は、原則として見開き上段のページを申し上げます。

1 ページです。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を250億7,000万円と定めるものです。

第 2 条の債務負担行為と第 3 条の地方債については、後ほど第 2 表及び第 3 表で説明いたします。

第 4 条は、歳計現金の不足時に備え、一時的に借り入れることができる限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは歳入歳出予算であります。これらの内容は15ページ以降の一般会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

9ページです。第2表は債務負担行為の設定です。表の1行目から6行目までは各種利子補給に係るもの、7行目から次の10ページの3行目までは旭市土地開発公社が事業用地を取得するために借り入れた資金に対する債務の保証について、4行目は固定資産（土地）評価基礎調査事業について、5行目は市勢要覧作成事業について、6行目は第二中学校校舎改築事業について、7行目は農業振興地域整備計画策定事業について、8行目は都市計画マスタープラン策定事業について、それぞれ記載の期間について設定するものです。

11ページです。第3表は地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額31億2,800万円を計上いたします。

次の13ページと14ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、15ページの歳入から順を追って説明いたします。

15ページです。1款は市税です。1項1目個人市民税は、税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲と定率減税が廃止されることに伴う増収及び国の地方財政計画、これについては以下地財計画と申し上げますが、これらを考慮して29億9,998万4,000円を見込みました。

2目法人市民税は、地財計画と18年度の決算見込みを考慮して5億2,916万7,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地は地価の下落率及び地目変更を、家屋は総評価額の見込みをそれぞれ考慮して算定し、さらに償却資産は実績を考慮して28億3,626万3,000円を見込みました。

16ページです。2目国有資産等所在市交付金及び納付金は695万1,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は1億2,713万1,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、18年度の決算見込みにより4億9,227万円を見込みました。

6項1目入湯税も、18年度の決算見込みにより計上しております。

7項1目都市計画税は、固定資産税の土地、家屋に準じて2億4,392万7,000円を見込みました。

2款地方譲与税の1項1目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して3億1,100万円を見

込みました。

18ページです。2項1目地方道路譲与税は、地財計画を考慮して1億1,200万円を見込みました。

所得譲与税は、税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲がされることに伴い、皆減になります。

3款利子割交付金は、前年度と同額の2,100万円を見込みました。

4款配当割交付金は2,500万円を見込みました。

5款株式等譲渡所得割交付金は1,800万円を見込みました。

6款地方消費税交付金は、地財計画を考慮して7億1,400万円を見込みました。

7款自動車取得税交付金は2億9,500万円を見込みました。

20ページです。8款地方特例交付金の1項1目地方特例交付金は減で、減税補てん特例交付金が18年度をもって廃止されることによる減分と、児童手当の制度拡充に伴う地方負担額の増分を考慮して3,200万円を見込みました。

2項1目特別交付金は新規で、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置として19年度から21年度まで交付されるもので、3,100万円を見込みました。

9款地方交付税は67億3,000万円を見込みました。そのうち、普通交付税は19年度から簡素な新しい基準による基準財政需要額の算定、いわゆる新型交付税と言われますが、それが導入されますが、人口規模や土地の利用形態によるコスト差の算定、地域振興費の創設等により本市の基準財政需要額の規模は前年度とほぼ同額であると見込まれる反面、基準財政収入額では税制改正により市民税所得割と法人割等の増が見込まれることから60億円、前年度比3億円、5.0%の減で計上しました。特別地方交付税は7億3,000万円で、地財計画の4.4%の減に合併包括措置分1億5,625万5,000円を加算して前年度比1億7,000万円、18.9%の減で計上しました。

10款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の1,500万円を見込みました。

11款分担金及び負担金です。1項1目民生費負担金は増で、その主な要因は、2節児童福祉費負担金の説明欄2番の保育所運営費負担金の増で、児童数が増えたためです。土木費負担金は皆減で、前年度に下水道会計からの道路舗装復旧工事負担金があったためです。

12款使用料及び手数料は3億8,964万2,000円を見込みました。

23ページです。13款国庫支出金です。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は減です。主な内容は、1節社会福祉費国庫負担金で、障害者自立支援法の施行に伴い、昨年10月から

障害者支援事業が社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業と自立支援給付事業へ移行したことによるものです。

24ページです。3節から7節までは児童手当の給付に係るもので、制度改正により今年の4月から3歳未満の児童に給付額が一律月額1万円に引き上げられることにより増となります。8節生活保護費国庫負担金で、医療費扶助のうち人工透析分が自立支援給付事業に移行したため減となります。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は増です。主な内容は、1節社会福祉費国庫補助金で、障害者自立支援法の施行に伴い障害者支援事業が地域生活支援事業と自立支援給付事業へ移行することなどにより、説明欄1番の地域生活支援費補助金、2番の自立支援給付費統合補助金が新規となります。

2節老人福祉費国庫補助金の説明欄2番の地域介護福祉空間整備交付金は、小規模特別養護老人ホームの整備への補助に対して助成を受けるものです。

26ページです。3目土木費国庫補助金は増で、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、3番の排水路整備事業と4番の旭中央病院アクセス道整備事業のまちづくり交付金が増です。

3節住宅費国庫補助金の説明欄2番の住宅・建築物耐震改修等事業費補助金は新規で、耐震改修促進計画の策定や一般住宅の耐震診断費用の一部助成などの事業に補助を受けるものです。

4目消防費国庫補助金が増で、説明欄1番は防火水槽の整備、3番は救助工作車、救助資機材の導入を行うものです。

5目教育費国庫補助金が増で、2節小学校費国庫補助金と3節中学校費国庫補助金の説明欄2番の安全・安心な学校づくり交付金は、小・中学校の校舎等の地震補強、大規模改造事業と第二中学校校舎・屋内運動場改築事業を行うものです。

4節の史跡等・登録記念物保存修理補助金は新規で、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理を行うものです。

28ページです。14款県支出金です。1項1目民生費県負担金は増で、国庫負担金と同様に、児童手当の給付対象が引き上げられるためです。

30ページです。2項2目民生費県補助金は増で、国庫補助金と同様に、障害者自立支援法の施行に伴い、1節社会福祉費県補助金の説明欄6番の地域生活支援費補助金、7番の自立支援給付費統合補助金が新規です。

3目衛生費県補助金は増で、1節保健衛生費県補助金の説明欄1番の乳幼児医療対策事業費補助金が制度改正による医療費助成の拡充で増となります。

32ページです。4目農林水産業費県補助金は増で、説明欄5番の強い農業づくり交付金が増で、8番の畜産環境総合整備事業費補助金、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金が新規です。

6目消防費県補助金は増で、消防施設強化事業費補助金は、海上方面隊2分団1部の水槽付き消防ポンプ自動車1台と海上方面隊と飯岡方面隊の小型ポンプ積載車各2台の更新と消防団の装備品の整備に補助を受けるものです。

7目教育費県補助金は増で、2節社会教育費県補助金の説明欄2番の文化財保存整備事業費補助金が新規で、国庫補助金と同様に、大原幽学「旧宅」半解体修理事業に補助を受けるものです。

8目県総合補助金は新規で、説明欄1番は元気な市町村づくり総合補助金の一般分で、中央児童遊園S L改修事業、自動体外式除細動器の購入に、2番の合併分は交通安全施設の整備に対して補助を受けるものです。

3項委託金は増です。その内容は、1目総務費委託金、34ページになります。5節選挙費委託金で、参議院議員と千葉県知事選挙費委託金です。

15款財産収入の2項1目不動産売払収入は増で、旭駅前広場等整備事業に係る土地の売却によるものです。

36ページです。16款寄附金は科目設定です。

17款繰入金の2項基金繰入金では、各基金の繰入金が減となります。

38ページです。18款繰越金は、18年度の決算見込みを計上するものです。

19款諸収入の3項受託事業収入は減で、管外からの保育所児童の受け入れに係る収入で、児童の減によるものです。

40ページです。5項3目雑入は増で、主な内容は、説明欄14番の介護予防サービス計画費収入、29番の畜産環境総合整備統合事業負担金、30番から32番の水産関係事業の地元負担金が新規です。

20款市債の3目土木債は増で、説明欄2番の旭中央病院アクセス道整備事業債、3番の南堀之内遊正線整備事業債を計上しました。

5目教育債は増で、小・中学校校舎等改修事業債と中学校屋内運動場改築事業債を計上しました。

42ページです。6目臨時財政対策債は、平成19年度の発行可能見込額を計上し、住民税減税補てん債は税制改正により皆減となります。

また、合併特例債は、41ページに戻っていただきますが、1目総務債の説明欄1番の地域振興基金債、3目土木債の2番の旭中央病院アクセス道整備事業債と3番の南堀之内遊正線整備事業債、5目教育債、1節小学校債の干潟小、共和小、飯岡小の校舎、屋内運動場改修事業債と2節中学校債の2番の第二中学校の屋内運動場改築事業債を予定いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は途中でございますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 45分

再開 午後 1時 0分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） それでは、歳出に入ります前に、1点訂正をお願いいたします。

34ページでございます。34ページの5節選挙費委託金でございますが、先ほど私参議院議員と千葉県知事と申し上げましたが、正しくは参議院議員と千葉県議会議員でございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、歳出について説明いたします。

44ページでございます。1款1項1目議会費は前年度比増です。理由は、説明欄1番の議員報酬の共済費で、掛金の改正によるものです。

飛んで50ページです。2款総務費です。1項1目一般管理費は減で、説明欄1番の特別職給与費で、地方自治法の改正による収入役分の減です。

飛んで56ページです。2目人事管理費は増で、58ページになりますが、説明欄3番の一部事務組合負担金で、退職手当負担金の増によるものです。

3目文書広報費は減です。その理由は、説明欄2番の広報活動費で、前年度に市民便利帳、

ガイドマップ作成委託料があったことと、広報あさひの印刷製本費の減によるものです。

飛んで64ページです。7目企画費は減で、前年度に総合計画策定事業があったためです。また、説明欄3番の医療福祉・食・交流の郷づくり事業は、幽学の里で米づくり事業、海・花交流事業、スポーツ交流事業を予定しています。

66ページです。8目電子計算費は減で、平成17年度、18年度で統合型地理情報システム整備事業の共用データ作成業務が終了したためです。

飛んで69ページです。10目地域振興費は減で、70ページです。説明欄5番のコミュニティバス等運行事業で、前年度にバスの購入費があったことによるものです。また、4番の出会いの場創出事業は新規事業で、独身者に出会いの場を提供し、結婚のきっかけをつくり定住を促進していく事業に補助をするものです。7番の基金積立金は、新市建設計画において平成17年度から19年度までの3か年で合計18億6,300万円の地域振興基金の積み立てを予定したものの3年目となります。

71ページです。11目諸費は減で、72ページになります。説明欄3番の防犯対策事務費で、前年度に防犯パトロール車、防犯指導員用ジャンパー、帽子等の購入があったことによるものです。

75ページです。2項2目賦課徴収費は増で、説明欄1番の調査賦課事務費で固定資産評価替えに向けて不動産鑑定を行うことと、2番の収税事務費で報奨金が増となります。

飛んで80ページです。4項3目参議院議員選挙費と4目千葉県議会議員選挙費は、それぞれ任期満了に伴う選挙執行経費です。

飛んで90ページです。3款民生費です。1項1目社会福祉総務費は減で、前年度に地域福祉計画策定事業があったことによるものです。91ページの説明欄4番の戦没者追悼事業は隔年で行うものです。

飛んで94ページです。2目障害者福祉費は増で、説明欄4番の特別障害者手当等給付事業、5番の中度心身障害者（児）医療費助成事業、6番の重度心身障害者（児）医療費助成事業が増で、申請者が増えたためです。96ページです。10番の地域生活支援事業と11番の自立支援給付事業は新規で、障害者自立支援法が昨年10月から施行されたことに伴い、各種サービスや給付事業を行うものです。12番の障害者グループホーム等入居者家賃補助事業は新規、13番の障害児者のための地域づくり支援モデル事業も新規で、相談・支援の強化を図るものです。

98ページです。4目国民健康保険費は減で、99ページの説明欄2番の国民健康保険事業特

別会計繰出金は、国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金が減となります。

2 項 1 目老人福祉総務費は増で、主な内容は、101ページでございます。説明欄 5 番の長寿祝金支給事業は対象者が増えたため増です。102ページです。10番の広域連合負担金は新規で、健康保険法等の改正に伴い、1 月に千葉県後期高齢者医療広域連合が設立されたため市の負担金を計上するものです。

飛んで103ページです。2 目生活支援費は減で、介護保険特別会計の地域支援事業へ移行することによるものです。また、104ページの説明欄 7 番の地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、小規模特別養護老人ホーム 1 か所の整備に補助をするものです。8 番の地域包括支援センター運営事業は新規で、介護予防ケアマネジメント事業を行うものです。

105ページです。3 目介護保険費は増で、106ページになります。説明欄 4 番の介護保険事業特別会計繰出金のうち、介護給付費と地域支援事業の繰出金が増です。

109ページです。3 項 2 目児童措置費は増で、児童手当給付事業は制度改正により 4 月から 3 歳児未満の児童への給付が月額 1 万円に引き上げられることにより増です。

110ページです。3 目児童福祉施設費の説明欄 2 番の中央児童遊園 S L 改修事業は新規で、老朽化した S L 本体の塗装と展示庫の改修を行い、併せて記念式典とイベントの開催を予定しています。

111ページです。4 目保育所費は減で、説明欄 1 番の職員給与費の減によるものです。また、112ページになります。3 番の保育所運営費が増で、7 節の賃金が増、113ページの13節の下から 2 番目の耐震診断調査委託料は、ゆたか保育所、とみうら保育所、中央第一保育所、中央第二保育所、中央第三保育所、海上保育所、飯岡中央保育所、三川保育所、塙保育所、まんざい保育所の10施設の耐震診断調査を予定します。

飛んで118ページです。4 項生活保護費、2 目扶助費は減で、生活保護扶助費の医療扶助費のうち人工透析分が、97ページの 1 項 2 目の障害者福祉費の20節扶助費の自立支援医療給付費へ移行するためです。

5 項 1 目災害救助費は科目設定です。

飛んで133ページです。4 款衛生費です。3 目母子保健費は増で、134ページの説明欄 2 番の育児支援事業で、母子保健推進員の報酬が予防費へ移行するため減、3 番の乳幼児医療費助成事業で、昨年 8 月から入院助成の対象が拡大されたことによる増です。

4 目環境衛生費は減で、説明欄 2 番の環境衛生事務費の、136ページです。19節東総地区広域市町村圏事務組合負担金が新規で、東総地域ごみ処理広域化の業務を同組合の業務とし

たことに伴う市の負担金です。4番の環境衛生対策推進事業の側溝排水路清掃処理委託料が増、飛んで140ページです。10番の火葬場運営事業の修繕料、火葬業務委託料と11番の生活排水処理施設管理費で、前年度に施設改修工事があったため減となります。

142ページです。5目公害対策費は増で、主な理由は、説明欄1番の公害対策事務費で、地球温暖化対策推進実行計画策定支援業務委託料と臭気測定業務委託料の増によるものです。

2項2目塵芥処理費が増で、145ページの説明欄3番になります。塵芥処理施設運営費で、焼却施設改修工事、粗大ごみ、資源ごみ処理施設改修などを予定しています。

飛んで152ページです。5款労働費です。1項2目労働諸費は減で、説明欄2番の職業相談室運営支援事業で、前年度にあった職業相談室用の備品購入費が減となり、また、職業相談員を1名増員するため賃金は増となります。

飛んで156ページです。6款農林水産業費です。1項1目農業委員会費は減で、説明欄2番の農業委員会運営費で、前年度に農家台帳システムの改修委託料があったためです。

飛んで159ページです。3目農業振興費は増で、161ページになります。説明欄3番の制度資金利子補給事業は増で、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金の利用件数が増えたためです。

飛んで166ページです。説明欄13番の「園芸王国ちば」強化支援事業は新規で、生産力の向上や省力化を図るため野菜生産管理機械や施設の導入に対して助成するもの、14番の「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業も新規で、農薬、化学肥料の減量化を図るための費用に対し助成をするものです。

4目畜産振興費は増で、説明欄4番の畜産環境総合整備統合事業が新規で、耕畜連携による資源循環型の仕組みを構築するため堆肥生産施設の整備を行うものです。168ページです。5番の食肉等流通体制整備事業も新規で、鶏卵の洗卵選別施設の整備に対し補助するものです。

5目農地費は減です。内容は、説明欄5番の経営体育成基盤整備事業は、18年度までの県営担い手育成基盤整備事業の名称が変更になったもので減、170ページです。6番の広域農業基盤整備事業が減です。

飛んで174ページです。3項1目水産業総務費は減で、175ページの説明欄5番の漁港改修事業で、負担金の減によるものです。

2目水産振興費は増で、説明欄2番の地域水産物供給基地整備事業が隔年で実施している漁礁の設置を行うものです。

飛んで181ページです。7款商工費です。1項2目商工振興費は増で、182ページの説明欄4番の商業活性化推進事業で、商工会が発行するプレミアム付き商品券発行事業に対して補助を行うものです。

飛んで185ページです。3目観光費は増で、説明欄2番の観光施設管理費で、186ページの15節飯岡地区観光街路灯の改修工事と4番の観光施設整備事業で萩園公園駐車場トイレ設置工事を行うものです。飛んで190ページです。7番の長熊釣堀センター管理費で13節施設調査委託料が新規で、測量調査業務を行うものです。

飛んで196ページです。8款土木費です。2目道路維持費は増で、説明欄1番道路維持管理費と、198ページの3番交通安全施設維持補修事業が増です。

3目道路新設改良費は増で、主な理由は、説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業は、南北線の調査・設計、用地購入を、東西線の道路改良工事、用地購入などを予定しています。200ページです。6番のH-1-005号線、干潟地区の1級5号線ではありますが、地方特定道路整備事業は新規で、東総広域農道から県道多古笹本線までの道路改良工事、用地購入などを予定しています。説明欄7番の防衛施設周辺民生安定事業で、忍坂横根線外2路線の調査測量委託料、道路改良工事を予定しています。202ページです。8番の魅力アップモデル事業は干潟地区の2路線で歩道、遊歩道の整備を行うもの、9番の飯岡海上連絡道路整備事業は新規で、国道126号線から県道銚子旭線を結ぶ道路として整備するもので、調査業務委託を予定しています。

204ページです。3項1目都市計画総務費は増で、説明欄3番の都市計画マスタープラン策定事業が新規で、市全域の都市計画を19年度から21年度までに見直しを行うもので、19年度は全体構想の策定を予定しています。

206ページです。3項2目街路費は増で、207ページの説明欄4番の旭駅前広場等整備事業で、代替地の整地工事、用地購入を行う予定です。

飛んで210ページです。4目公園費が減で、主な理由は、説明欄4番の文化の杜公園整備事業の用地購入費が減となります。

飛んで214ページです。4項1目住宅管理費は増で、その理由は、説明欄4番の市営住宅改修事業で、双葉団地A棟の外壁改修工事と市内の市営住宅全戸に住宅用火災報知機を設置するものです。7番の住宅・建築物耐震化促進事業は新規で、耐震改修促進計画の策定、地震防災マップの作成や一般住宅の耐震診断費用の補助を行う予定です。

飛んで218ページです。9款消防費です。1項1目常備消防費は増で、説明欄2番の常備

消防事務費で防災テキストの作成と自動体外式除細動器を購入し、保健センターなどの公共機関に設置するものです。220ページです。4番の消防車両整備事業は、消防署配備の救助工作車と救助資機材、干潟分署配備の水槽付ポンプ自動車を更新するものです。

222ページです。2目非常備消防費は増で、説明欄3番の消防施設強化事業は、防火衣、無線受令機、小型ポンプを整備するものです。説明欄5番の消防団車両整備事業は、海上方面隊のタンク車1台と海上、飯岡方面隊の小型ポンプ積載車各2台を更新するものです。

224ページです。3目災害対策費は減で、説明欄1番の防災対策事業で、前年度に防災アセスメント調査委託料があったためです。226ページです。4番の防災基盤整備事業では防災備蓄倉庫の設置を予定しています。

飛んで238ページです。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は増で、説明欄5番の小学校大規模改造事業で、中央小、干潟小、共和小、豊畑小、鶴巻小、滝郷小、飯岡小の7校の校舎等改修工事と矢指小校舎の耐力度調査、基本設計、実施設計を予定しています。

241ページです。2目教育振興費は増で、説明欄7番の放課後児童健全育成事業で、学童クラブを新たに鶴巻小、滝郷小、飯岡小、古城小で予定をします。

飛んで244ページです。3項中学校費、1目学校管理費は増で、説明欄4番の中学校大規模改造事業で、第一中、干潟中の2校の校舎等改修工事を、5番の海上中学校建設事業は旧校舎等の解体工事を、6番の第二中学校改築事業は屋内運動場と19年度分の校舎等改築工事を予定しています。

飛んで253ページです。4項社会教育費、1目社会教育総務費は減で、説明欄8番の文化財保護事務費で、前年度の「つくも舞映像記録保存事業」が終了したことによるものです。

254ページです。2目文化振興費は減で、説明欄2番の文化振興事業で、財団法人自治総合センター主催の文化公演事業「宝くじまちの音楽会」が行われることになり、毎年実施している事業を振り替えたため減となります。

飛んで258ページです。4目図書館費は減で、説明欄3番の図書館情報サービス提供事業で、前年度に図書情報入力作業が終了したため賃金が減になります。

飛んで263ページです。8目公民館費は減で、説明欄2番の海上公民館管理費で、前年度に照明設備交換工事があったことによるものです。

飛んで272ページです。12目大原幽学記念館費は増で、説明欄5番の大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業は、建物に腐食が現れており、その拡大を防ぐために損傷箇所の修理・修復を19年度から21年度までの3か年計画で行うものです。

274ページです。5項1目保健体育総務費は減で、説明欄2番のスポーツ振興事業の19節負担金補助及び交付金が減です。また、275ページの3番の国民体育大会開催事業が新規事業で、平成22年に開催される「ゆめ半島千葉国体」の旭市実行委員会に補助をするものです。

2目体育施設費は増で、説明欄2番の社会体育施設管理費で、防球ネット整備工事、庭球場改修工事を予定しています。

飛んで279ページです。3目学校給食費は増です。説明欄3番の第一学校給食センター管理費で、280ページです。給食用食器などの備品の更新をするものです。

飛んで288ページです。11款災害復旧費は科目設定です。

飛んで292ページです。12款公債費は減となります。

294ページです。13款諸支出金です。1項1目土地取得費は科目設定です。

2項公営企業費の1目の水道事業会計繰出金が増、2目の病院事業会計繰出金が減となります。

298ページです。14款予備費は4,000万円を計上するものです。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続いて、299ページから304ページまでが特別職及び一般職の給与費明細書です。

299ページです。給与費明細書の1は特別職で、長等、議員、その他の特別職についてそれぞれ本年度と前年度を比較するものです。表の一番下、比較欄をご覧ください。長等の給料の減は、収入役の減分です。

300ページです。2の一般職です。(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は前年度比22名の減で、合計2億4,550万6,000円の減です。301ページ以降の(2)給料及び職員手当等の増減額の明細と(3)給料及び職員手当等の状況は記載のとおりです。

305ページになります。305ページから309ページの表は債務負担行為の調書で、支出が翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または見込みと当該年度以降の支出予定額等です。

310ページです。310ページは地方債の現在高の見込みに関する調書です。18年度末の見込額は271億2,361万4,000円です。19年度中の起債見込額は31億2,800万円で、19年度中の元金償還見込額は22億9,953万4,000円ですので、差し引き8億2,846万6,000円の増となり、平成19年度末の現在高は279億5,208万円となる見込みです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の311ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を、事業勘定は80億6,400万円、施設勘定は7,240万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の312ページから318ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は、319ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

319ページと320ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、321ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、321ページをお開きください。1款国民健康保険税は合計で28億1,176万1,000円、前年度に対し642万円、0.2%の減を見込みました。主なものとしましては、1項1目一般被保険者国民健康保険税が25億5,600万2,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は2億5,575万9,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、平成18年度から均一課税となり、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円、課税限度額は53万円です。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円です。

322ページになります。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は19億3,574万1,000円で、一般被保険者の療養給付費負担金に13億8,028万8,000円、老人保健医療費拠出金負担金に3億4,296万9,000円、介護納付金負担金に2億1,248万3,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を3,692万円と見込みました。

323ページになります。2項国庫補助金、1目財政調整交付金は4億4,521万5,000円で、

普通調整交付金に 4 億2,987万9,000円、特別調整交付金に1,533万6,000円を見込みました。

5 款療養給付費等交付金は 7 億1,167万6,000円を見込みました。これは退職被保険者等の医療費等に対する交付金であります。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、国と同じ3,692万円を見込みました。

324ページになります。2 項県補助金、1 目県財政調整交付金は 3 億8,540万4,000円で、普通調整交付金に 3 億3,034万6,000円、特別調整交付金に5,505万8,000円を見込みました。県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として、市町村国保財政の安定化に対する県の役割・権限の強化を図るため平成17年度に創設されたものであります。

7 款共同事業交付金は 9 億8,839万7,000円を見込みました。これは高額医療に対する交付金で、昨年の 4 月から 9 月までは 1 か月当たり「80万円を超えるもの」が対象となっておりましたが、昨年の10月から保険財政共同安定化事業が新たに発足し「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てになったことから、対前年比622.8%の増となったものであります。

325ページになります。9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 2 億9,579万5,000円を見込みました。これはすべてルール分の繰り入れであります。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は 2 億2,500万円を見込みました。

10款繰越金は 1 億7,000万円を見込みました。

飛びまして327ページになります。11款諸収入、3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金500万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5 目雑入の主なものは人間ドック自己負担収入ですが、年間400件で316万2,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

328ページになります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、レセプト点検や電算処理委託料を含む事務費で、2,884万4,000円を見込みました。

飛びまして331ページになります。2 款保険給付費、1 項療養諸費は合計で45億4,620万2,000円、前年度に対し 2 億1,053万1,000円、4.9%の増を見込みました。内訳としまして、1 目一般被保険者療養給付費に36億9,000万円、2 目退職被保険者等療養給付費に 7 億7,800万円、3 目一般被保険者療養費に4,700万円、4 目退職被保険者等療養費に900万円、5 目妊産婦付加金は350件で700万円、6 目審査支払手数料は28万7,000件で1,520万2,000円を見込

みました。

332ページになります。2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に4億100万円、2目退職被保険者等高額療養費に7,400万円を見込みました。

333ページになります。4項1目出産育児一時金の8,400万円は、1件当たり35万円で240件を見込みました。

5項1目葬祭費の4,900万円は、1件当たり7万円で700件を見込みました。

3款1項老人保健拠出金は、1目老人保健医療費拠出金に10億9,773万円、334ページになります。2目老人保健事務費拠出金に1,473万2,000円を見込みました。

4款介護納付金は6億2,495万2,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものであります。

5款共同事業拠出金は10億1,819万円を見込みました。これは、歳入でも申し上げましたが、昨年の10月から保険財政共同安定化事業が新たに発足し、4月から9月までは1か月当たり80万円を超えるものを対象としておりましたが、「30万円を超え80万円」と「80万円を超えるもの」の二本立てになったことから、423.2%の増となったものであります。

6款保健事業費は3,295万9,000円を見込みました。主な事業としましては、人間ドック検査費用の85%を助成する短期人間ドック事業が2,109万4,000円、年4回発送の医療費通知事業が309万2,000円、336ページになります。健康優良家庭表彰事業が235万円、18年度から始めました国保保健指導事業が398万5,000円、これは、55歳以上60歳未満の被保険者の中から2,000人を抽出して生活習慣調査を実施し、結果を基に生活習慣病予防を指導することにより医療費の適正化に努めるものであります。

飛びまして338ページになります。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は1,358万4,000円を見込みました。これは過年度分の保険税還付金が主なものであります。

340ページは給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

341ページと342ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、343ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、343ページをお開きください。1款診療収入、1項外来収入は5,775万8,000円、前年度に対し336万5,000円、6.2%の増を見込みました。主なものとしましては、1目国民健康保険診療報酬収入が1,104万円、2目社会保険診療報酬収入が769万2,000円、3目老人保健診療報酬収入が2,880万円、4目一部負担金収入が998万5,000円であります。

2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は222万3,000円を見込みました。これは予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

飛びまして345ページになります。6 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金707万9,000円を見込みました。

346ページになります。7 款繰越金は470万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

347ページになります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は3,835万円を見込みました。主なものは、職員人件費が1,979万円、事務費が1,795万4,000円であります。

飛びまして350ページになります。2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は2,958万円、前年度に対し2.8%の増を見込みました。

352ページから355ページは給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月19日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議いたしましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の357ページをお開きください。第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を44億3,800万円と定めるものであります。

次の358ページ、359ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は361ページ以降の老人保健特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

361ページ、362ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

363ページになります。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金は22億6,684万8,000円、前年度に対し1億1,815万円、5.0%の減を見込みました。内訳として、1 項 1 目医療費交付金に22億4,750万5,000円、2 目審査支払手数料交付金に1,934万3,000円であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費国庫負担金は14億1,766万4,000円を見込みました。

364ページになります。3 款県支出金、1 項 1 目医療費県負担金は3億5,441万7,000円を見込みました。

4 款繰入金は、一般会計から3億6,793万4,000円を見込みました。

5 款繰越金は3,000万円を見込みました。

365ページになります。6款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金113万2,000円は、交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

366ページになります。1款総務費は1,351万8,000円を見込みました。内訳として、老人保健事務費に351万2,000円、また、医療費適正化事業費は1,000万6,000円で、これは国保連合会への電算共同処理委託料とレセプト点検業務委託料が主なものであります。

367ページになります。2款医療諸費は43億9,334万3,000円、前年度に対して3,214万5,000円、0.7%の減を見込みました。内訳として、1項1目医療給付費は43億円、2目医療費支給費は7,400万円、3目審査支払手数料は1,934万3,000円であります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の369ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額を32億2,792万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の370ページから376ページまでですが、歳入歳出予算及び事項別明細書の総括ということですので説明は省略させていただきます。

377ページの歳入から、予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、納付義務者数を1万5,820人と見込み、対前年度3.3%の増です。介護保険条例で定める基準額3万5,400円に所得段階に応じた6段階により調定額を見込み5億4,103万6,000円を計上しました。保険料の内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を年金からの天引き者1万3,763人と見込み4億7,761万1,000円、2節現年度分普通徴収保険料に6,066万2,000円、3節過年度分普通徴収保険料に276万3,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は5億3,584万9,000円を、2項1目調整交付金は介護保険の財政調整を行うため交付されるもので保険給付費の6.14%を見込み1億9,078万8,000円を、2目地域支援事業交付金に2,127万円をそれぞれ見込みました。大幅

な伸び率については歳出のところでご説明いたします。

378ページになります。3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で9億6,326万5,000円を、2目地域支援事業支援交付金に454万5,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は4億7,402万6,000円を、2項1目地域支援事業交付金に1,063万5,000円を見込みました。

379ページの中段になります。6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は3億8,841万4,000円、2目地域支援事業繰入金に1,063万5,000円を、3目介護保険事務費繰入金に4,517万3,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款の繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金3,200万円は、歳入不足額を繰り入れるものです。

380ページの下段になります。8款2項2目雑入の385万1,000円は、説明欄記載のとおり地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、382ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務経費で628万円を見込みました。増加の理由は、説明欄の13節委託料ですが、平成21年度からの第4期介護保険事業計画策定の準備としてアンケート調査を実施するため、業務委託料350万円を計上したことによります。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費363万8,000円を見込みました。

383ページになります。3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会開催を毎週2回、年96回と見込み2,194万7,000円を計上しました。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,178万2,000円と見込みました。

385ページの下段の表になります。2款保険給付費は、実績を勘案し、この表には記載がありませんが、保険給付費総額を31億730万5,000円と計上し、対前年度4.7%の増を見込みました。

1項1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、利用者を929人と見込み9億492万円を計上いたしました。

2目地域密着型介護サービス給付費ですが、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにすることを目的に、原則として市民のみが利用可能なサービスで、利用者は、認知症対応型通所介護に25人、グループホー

ムに38人、30人未満の小規模特別養護老人ホームは19年度から新たにサービスが開始されることから定員数の16人を見込み1億7,525万8,000円を計上しました。

次に、386ページになります。3目施設介護サービス給付費は、利用者を老人福祉施設335人、老人保健施設205人、療養型医療施設15人の合計555人を見込み15億7,136万9,000円を計上しました。

387ページ中段になります。6目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプランの作成費で、単価改正により40.4%増の1億3,128万1,000円を見込みました。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で利用者を282人と見込みそれぞれ計上しております。

389ページの下段になります。3項1目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査に係る手数料で365万5,000円を見込みました。

390ページになります。4項1目高額介護サービス費は、実績から推計し、3,999万9,000円を計上しました。

5項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、実績により見込み計上しております。

391ページ中段になります。3款財政安定化基金拠出金は、平成18年度から20年度の計画ベースにおける標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出するもので、321万1,000円を計上しました。

392ページになります。5款地域支援事業費は、18年度から創設された事業でありまして、19年4月には地域支援事業を実施していく地域包括支援センターが設置され本格的な介護予防事業がスタートするため、地域支援事業費総額では4,342万2,000円の増を見込みました。この地域支援事業に対する負担の割合ですが、1項介護予防事業費は介護保険制度と同率で、第1号被保険者が19%、第2号被保険者が31%、国が25%、県と市が12.5%ずつで、2項包括的支援事業費及び3項任意事業費は、第1号被保険者が19%、国が40.5%、県と市が20.25%でありますので、歳入の負担割合もそれぞれ増となったものであります。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業費は、特定高齢者を対象とした事業費を740万8,000円、2目介護予防一般高齢者施策事業費は、特定高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費を763万6,000円と見込みました。

393ページになります。2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する特定高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人

件費を見込み1,951万3,000円を計上いたしました。

395ページの下段になります。3項1目任意事業費は2,742万3,000円を見込みました。

398ページの下段になります。7款予備費は1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、399ページから402ページは給与費明細書です。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時 17分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○下水道課長（山崎健次） 議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の403ページをお開き願います。19年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ7億5,700万円に定めるものでございます。これは、前年度比較2,100万円、2.7%の減でございます。

第2条の地方債につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金、最高額を2億円に定めるものでございます。

次に、404ページから406ページの各款ごとの予算につきましては、提案理由で申し上げておりますので割愛させていただきます。

407ページをお願いします。第2表地方債でございますけれども、限度額1億6,000万円を計上するものでございます。内容でありますけれども、管渠、面整備、処理場等を対象とした起債の算定をしたものでございます。

409ページ及び410ページは事項別明細書の総括であります。これらの内容につきましては、

411ページ以降の予算科目ごとにご説明申し上げます。

それでは、411ページをお願いします。歳入について説明を申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目下水道事業負担金は2,725万1,000円で、対前年度比較705万5,000円、20.6%の減となっております。これは下水道事業受益者負担金でございます。平成18年3月までに供用開始した141.7ヘクタールの区域及び平成19年3月末に新たに供用開始しますイ・ロ地区の4.2ヘクタールの受益者負担金を推定し、計上いたしております。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は4,852万9,000円で、対前年度比較228万5,000円、4.9%の増でございます。この額は18年度の実績を基に推定して計上しております。

2 項 1 目下水道手数料は8万4,000円で、対前年度比較6万円、41.7%の減でございます。内容は、旭市下水道排水設備指定工事店の更新手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫補助金は5,550万円で、対前年度比較850万円、13.3%の減となっております。これは国庫補助対象事業に対します国からの補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

次に、412ページをお願いします。4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金1,000円は科目設定でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は4億1,856万2,000円で、対前年度比較36万円、0.1%の増となっております。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は3,500万円で、対前年度比較1,000万円、40.0%の増となっております。旭市下水道財政調整基金から下水道事業特別会計の健全な運営に資するため繰り入れるものでございます。

次に、413ページをお願いします。6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は1,200万円で、対前年度比較900万円、42.9%の減となっております。内容は、18年度からの繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項 1 目延滞金及び2 項 1 目市預金利子のいずれも1,000円は、前年度と同様に科目設定でございます。

一番下段の3 項 1 目雑入は7万1,000円で、対前年度比較3万円、29.7%の減となっております。

次に、414ページをお願いします。8 款市債、1 項 1 目下水道債は1億6,000万円で、対前年度比較900万円、5.3%の減であります。これは、対象工事費から国の補助金を除きまして

補助対象分・単独事業分の起債区分により算定するものでございまして、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。

415ページでございます。1款総務費、1項1目一般管理費は8,180万6,000円で、対前年度比較1,098万9,000円、15.5%の増でございます。主な内容としましては、説明欄1の一般事務関係職員給与費でございまして、8人分でございます。

また、説明欄2の一般管理事務費は1,035万4,000円でございます。416ページになります。一般管理事務費の14節使用料及び賃借料の事務機器賃借料404万2,000円には、システムなどの借り上げ料が含まれております。

説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は109万7,000円でございます。受益者負担金の前納報奨金でございます。

11節需用費のうち、417ページをお開き願います。印刷製本費は81万9,000円でございます。浄化センターのパンフレットの作成料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、下水道加入者の負担の軽減と水洗化率の向上を図るための補助金及び融資を受けた場合の利子補給でございます。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億3,252万2,000円でございます。対前年度比較164万8,000円、1.3%の増でございます。説明欄2の施設維持管理費の主な内容としまして、418ページをお開き願います。13節委託料のうち庁舎清掃委託料は168万9,000円でございます。処理場の管理棟及び汚泥処理棟の清掃業務の委託料でございます。処理場運転業務委託料6,280万1,000円、水質分析委託料320万3,000円、汚泥等運搬処理業務委託料718万2,000円、脱臭装置活性炭交換業務委託料179万6,000円でございます。これらはいずれも下水道施設等の運転管理並びに汚泥処分等に必要な業務でございまして、専門業者に委託するものでございます。

15節工事請負費でございますけれども、管渠工事費500万円で、前年度同様、緊急用に充てるものでございます。

次に、419ページになります。18節備品購入費は、水質検査に必要な計器に充てるものでございます。

2項1目工事費は2億4,209万8,000円、対前年度比較1,329万5,000円、5.2%の減でございます。主な内容としましては、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の面整備等委託料

9,930万円は、現事業認可の計画目標年次でございます平成23年度末に供用開始区域の拡大等によります汚水流入量の増加が見込まれますために、中継ポンプ場及び浄化センターの水処理施設等の実施設計と、平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県中越地震等を踏まえまして、浄化センターと重要な幹線管路等の耐震診断を予定しております。

420ページになります。15節工事請負費の管渠工事は1億2,810万円でございます、イ・ロ地区の7.8ヘクタールの面整備工事を予定していることと、18年度に面整備工事を実施しましたイ・ロ地先の舗装復旧工事を予定しております。

19節負担金補助及び交付金1,050万円は、面整備工事に伴います支障となる水道管・ガス管の切り回し工事の負担金でございます。

また、22節補償補填及び賠償金210万円は、下水道工事に伴います建築物等への被害が発生した場合の補償金と電柱移設等の補償金を予定しております。

3款公債費、1項1目元金は1億9,954万2,000円で、対前年度比較1,976万3,000円、9.0%の減となっております。これは下水道債の償還元金でございます。

1項2目利子は9,803万2,000円で、対前年度比較57万9,000円、0.6%の減でございます。これは下水道債の償還利子でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、422ページをお願いします。給与費明細書でございます。1の特別職は、公共下水道事業審議会委員9人分の報酬でございます。

423ページは一般職についての総括でございます、職員数、給与費、共済費等について対前年度との比較表でございます。

424ページから426ページにつきましては割愛させていただきます。

427ページになります。最後になりますが、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。平成19年度末の現在高見込額はおおむね43億1,000万円となる見込みでございます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

平成19年 1 月末におけます江ヶ崎地区の状況につきましては、処理区域内人口1,408名に対しまして使用人口1,007名で、普及率は71.5%であります。琴田地区につきましては、処理区域内人口694名に対しまして使用人口は413名、普及率は59.5%でございます。

それでは、お手元の予算書の429ページをお目通しいただきたいと思います。平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ5,217万2,000円と決めました。前年度予算額4,859万円に対しまして7.4%の増であります。

次に、430ページの歳入歳出予算から434ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括までの説明は省きまして、435ページの歳入から予算の順を追ってご説明をさせていただきます。

それでは、435ページをお願いいたします。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目受益者分担金は210万円、対前年度42万円、25%の増であります。内訳といたしましては、江ヶ崎地区 3 件、琴田地区 2 件の受益者分担金を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設使用料は1,361万2,000円で、対前年度77万9,000円、6.1%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯数及び新規に使用する世帯数を見込んでおります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区は使用戸数214 戸及び新規 5 戸で971万9,000円を見込んでおります。琴田地区につきましては使用戸数85 戸及び新規 2 戸で389万3,000円を見込んでおります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は3,645万6,000円で、対前年度238万3,000円、7.0%の増であります。これは歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れするものでございます。

4 款繰越金は科目設定であります。

続きまして、436ページをお願いいたします。5 款諸収入は科目設定であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に係ります職員の人件費及び管理経費935万3,000円で、対前年度28万3,000円、3.1%の増であります。説明欄 1 の農業集落排水関係職員給与費は835万円、説明欄 2 の一般管理事務費は100万3,000円であります。

続きまして、438ページをお願いいたします。2 款事業費、1 項 1 目維持管理費は、各経費の実績を勘案しまして1,686万8,000円、対前年度258万7,000円、18.1%の増であります。説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,180万2,000円で、主なものとしましては、光熱水費312万円、修繕料323万5,000円、維持管理業務委託料355万7,000円でございます。

続きまして、説明欄 2 の琴田地区排水施設維持管理費につきましては506万6,000円で、主なものは光熱水費130万8,000円、維持管理業務委託料230万7,000円でございます。

続きまして、440ページをお願いいたします。2 目資源循環事業費168万9,000円は、農業集落排水処理施設から排出されます汚泥を肥料として還元するための費用であります。主なものは、汚泥農地還元業務委託料の157万5,000円であります。

次に、2 項 1 目工事費50万円は、江ヶ崎地区の道路舗装復旧のための工事請負費でございます。

次に、3 款公債費、1 項 1 目元金1,468万6,000円、2 目利子647万6,000円は、農業集落排水整備によります借入金の償還金であります。

次に、4 款繰出金210万円は、歳入の受益者分担金で受け入れました収入の全額を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、442ページをお願いいたします。5 款予備費につきましては50万円を計上させていただきます。

次に、443ページ、給与費明細書でございます。職員数、給与費、共済費、職員手当等につきましては対前年度との比較表でございます。

444ページから446ページにつきましてはご覧いただきたいと思います。

最後に、447ページをお開きいただきたいと思います。地方債の借入高に关します調書であります。表の右でございますけれども、19年度末におけます見込額は3億2,937万7,000円であります。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第 7 号、平成19年度旭市水道事業会計について、補足説明を申し上げます。

本年度の水道事業につきましては、施政方針の中で市長が申し上げましたが、将来にわたっての配水施設整備計画を策定しましたので、19年度はその初年度に当たり、給水区域内における効率的な施設の一体化等を図るための配水管布設工事を行い、水道水の安定供給と普及率の向上に努めてまいります。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。給水件数を1万8,458件に、年間給水量を608万5,700立方メートル、1日平均給水量を1万6,628立方メートルに予定しました。主な建設改良事業として、配水管布設工事等に1億3,706万6,000円を予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出を記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページの実施計画により説明をいたします。

次は、3ページでございます。第5条は企業債でございます。19年度は給水区域内の施設の一体化等に伴う配水管整備事業を行うために起債を借り入れるもので、起債の目的、限度額、方法等を定めたものです。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる項を定めるものでございます。

第8条は、職員給与費及び交際費を議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第9条は、高料金対策のため、一般会計から受ける補助金を1億4,862万円とするものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を201万2,000円と定めるもので、これは量水器の購入費でございます。

次に、5ページをお開きください。平成19年度旭市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益18億1,415万3,000円は、前年度に比べて1億7,616万1,000円、10.8%の増を予定いたしました。

1項営業収益15億3,511万8,000円の内訳につきましては、1目給水収益15億2,565万7,000円は水道料金であり、有収水量を572万500立方メートル見込みました。

2目受託工事収益352万5,000円は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益でございます。

3目その他営業収益593万6,000円は、一般会計からの消火栓維持管理負担金500万円及び各種手数料でございます。

2項営業外収益は2億7,903万5,000円を予定いたしました。この主な内訳につきましては、1目他会計補助金1億4,862万円は、一般会計からの高料金対策としての補助金であります。

2目補助金1億3,040万5,000円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金でございます。

次に、支出でございますが、6ページをお開きください。1款水道事業費用は16億6,070

万8,000円で、前年度に比べ3,001万2,000円、1.8%の減を予定いたしました。

1 項営業費用14億5,208万4,000円の主な内訳につきましては、1 目原水及び浄水費 8 億4,310万1,000円の受水費、2 目配水及び給水費 2 億2,006万4,000円、その内訳は、配水、給水施設の維持管理運営費及び工務班職員の人件費などでございます。

3 目受託工事費367万5,000円は、先ほどの収入欄の受託工事収益で説明したとおりでございます。

4 目総係費 1 億3,556万5,000円は、管理棟の維持管理費及び水道料金収納事務に係る費用並びに業務班職員の人件費などでございます。

5 目減価償却費は 2 億4,966万9,000円を予定いたしました。

2 項営業外費用 2 億222万4,000円を予定いたしました。内訳は、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 1 億8,532万8,000円、2 目消費税及び地方消費税1,689万6,000円でございます。

3 項特別損失は、過年度損益修正損として340万円を予定いたしました。

4 項予備費は300万円を予定いたしました。

次に、7 ページをお開きください。資本的収入及び支出の内訳でございます。

収入につきましては、1 款資本的収入で 1 億4,217万3,000円、前年度に比べて 1 億1,279万9,000円、384.0%の増を予定いたしました。

1 項 1 目企業債 1 億1,800万円は、配水管の整備に充てる財源の一部として企業債を借入れするものでございます。

2 項 1 目負担金の240万円は、消火栓の設置に係る一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目給水申込納付金は2,177万3,000円を予定いたしました。

支出につきましては、1 款資本的支出は 5 億9,664万7,000円で、前年度に比べて 1 億1,635万2,000円、24.2%の増を予定いたしました。

1 項 1 目拡張工事費 1 億3,706万6,000円は、主な建設改良事業として、冒頭申し上げましたが、給水区域内の施設の一体化及びループ化等による水質・水圧の改善並びに未給水地区の解消などに対応するための配水管布設工事でございます。

2 目固定資産取得費366万2,000円は、量水器、器具備品などの購入費でございます。

2 項 1 目企業債償還金は 4 億5,391万9,000円を予定いたしました。

3 項 1 目予備費は200万円を予定いたしました。

大変恐れ入りますが、2 ページに戻らせていただきます。中ほどになります。この資本的収支の不足額 4 億5,447万4,000円につきましては、第 4 条の括弧書きに記載されております

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額566万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金 4 億4,881万2,000円で補てんするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。この表は平成19年度の資金計画でございます。年度末の現金を 4 億6,036万6,000円と予定いたしました。

次の9 ページから12ページまでは職員給与費関係の明細で、各種の支給要件などにつきましては一般会計と同様でございます。

13ページから15ページにつきましては平成19年度末の予定貸借対照表でございます。予定では、15ページになりますが、19年度の純利益は 1 億4,768万8,000円、欠損金合計で 4 億3,000万7,000円となる見込みでございます。

16ページから20ページまでは平成18年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、20ページになりますが、18年度の純損失は1,969万2,000円、欠損金合計では 5 億7,769万5,000円が見込まれます。

以上で、議案第 7 号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） 議案第 8 号、平成19年度旭市病院事業会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は総則であります。

第 2 条は業務の予定量であります。1、事業量、事業計画ですが、（ 1 ）病床数956床、（ 2 ）患者数、イ、入院患者数32万9,940人、ロ、外来患者数85万700人、（ 3 ）介護老人保健施設、イ、入所者数 3 万4,140人、ロ、通所者数5,450人、2 ページをお開きください。（ 4 ）養護老人ホーム、イ、入所者数 1 万8,120人、ロ、短期入所者数880人、（ 5 ）特別養護老人ホーム、イ、入所者数 1 万8,000人、ロ、短期入所者数700人、（ 6 ）ケアハウス、イ、入所者数 1 万4,530人、以上の人数を見込んだところでございます。

2、資本的支出、建設改良計画、（ 1 ）工事費 6 億3,302万9,000円は、看護師宿舎新築工事、病院再整備事業の基本設計料、看護学校改修工事などを予定いたしました。（ 2 ）資産購入費11億5,863万3,000円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,664人であります。

次に、第 3 条収益的収入及び支出の予定額は、6 ページの実施計画により説明申し上げます。

すので、6 ページをお開きください。平成19年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1 款病院事業収益は303億4,324万4,000円を予定いたしました。

1 項医業収益は277億1,501万5,000円を見込みました。主な内訳でありますけれども、1 目入院収益は138億7,192万9,000円、2 目外来収益は129億4,268万3,000円を予定いたしました。積算に当たっては、患者数、診療単価の実績や在院日数の動向を勘案いたしました。

2 項医業外収益は15億5,991万5,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2 目補助金 1 億3,145万7,000円は、臨床研修費補助金など病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3 目負担金交付金11億2,960万7,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に 1 億2,324万9,000円、養護老人ホームに2,071万8,000円、ケアハウスに2,196万4,000円を見込んでおりまして、繰入金の合計は12億9,553万8,000円であります。

3 項看護師養成事業収益 1 億7,562万円ですが、次の 7 ページをお開きください。看護学生152名の授業料、寄宿舍費、繰入金などであります。

4 項介護老人保健施設事業収益 4 億7,150万円は、入所者、通所者の介護料などであります。

5 項養護老人ホーム事業収益 1 億5,402万6,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6 項特別養護老人ホーム事業収益 2 億170万円は、入所者の介護料などであります。

7 項ケアハウス事業収益6,546万7,000円は、入所者の使用料、事務費県補助金、繰入金などであります。

次に、支出であります。1 款病院事業費用は302億5,090万9,000円を計上いたしました。1 項医業費用は273億4,076万2,000円であります。主な内訳であります。1 目給与費130億908万7,000円は、病院職員1,544名に係る給与費であります。2 目材料費91億3,941万3,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3 目経費29億7,189万5,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4 目減価償却費は20億3,756万9,000円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2 項医業外費用は16億1,804万9,000円あります。主な内訳であります。1 目支払利息

及び企業債取扱諸費 4 億2,640万1,000円、3 目雑損失 5 億8,006万1,000円、4 目繰延勘定償却 5 億7,691万3,000円などであります。

3 項看護師確保対策事業費用 3 億4,513万7,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などであります。

次の4 項から7 項までは、いずれも各施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。4 項介護老人保健施設事業費用は 4 億9,788万円、5 項養護老人ホーム事業費用は 1 億4,568万8,000円、6 項特別養護老人ホーム事業費用は 2 億2,335万9,000円、7 項ケアハウス事業費用は7,003万3,000円であります。

次の9 ページをお願いいたします。9 項予備費は1,000万円を計上いたしました。

次に、10ページは資本的収入及び支出であります。1 款資本的収入は682万5,000円を予定いたしました。1 項1 目補助金577万5,000円は、医療器械購入に係る補助金であります。

2 項1 目固定資産売却代金は105万円を見込みました。

1 款資本的支出は30億2,650万2,000円を計上いたしました。1 項建設改良費、1 目工事費 6 億3,302万9,000円は、看護師宿舎新築工事のほか、病院再整備事業の基本設計料や2 クラス化のための看護学校改修工事などを予定いたしました。2 目資産購入費11億5,863万3,000円は、医療機械器具 8 億9,245万8,000円、開発費 2 億6,250万円などであります。

2 項1 目企業債償還金は12億3,484万円であります。

ここで、大変恐れ入りますが、4 ページに戻らせていただきます。第4 条資本的収入及び支出の本文括弧書きであります。これは資本的収入682万5,000円、資本的支出30億2,650万2,000円により生ずる不足額30億1,967万7,000円を損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補てんしようとするものであります。

第5 条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第6 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第7 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

第8 条は、たな卸資産の購入限度額を108億1,500万円と定めるものであります。

第9 条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり全自動ジェットウォッシャー超音波洗浄装置の購入など6 件を予定いたしました。

次に、11ページをお開きください。この表は平成19年度の資金計画です。当年度予定額の

一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を36億9,469万2,000円に予定いたしました。

次の12ページからは平成19年度予定貸借対照表であります、15ページの下から5行目、八の当年度末処分利益剰余金でありますけれども、当期利益金を含めて10億7,302万4,448円となる見込みでございます。

以下、16ページからは平成18年度予定損益計算書、19ページからは平成18年度予定貸借対照表、23ページからは給与費明細書、30ページからは実施計画内訳書、そして43ページは債務負担行為に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。利用者数といたしまして、宿泊を1万9,000人、休憩を8,000人とし、1日平均利用者数を宿泊につきましては52人、休憩を22人と予定いたしました。

次に、2ページの第3条で収益的収入及び支出を、第4条で資本的収入及び支出を記載のとおり決めました。内容につきましては、実施計画により説明をさせていただきます。

次に、3ページの第5条継続費でございます。資本的支出の建設改良費に施設改善事業といたしまして総額2億7,013万4,000円を計上するもので、この年割額でございますけれども、平成19年度に1億894万8,000円、平成20年度に1億6,118万6,000円を予定いたしました。

次に、4ページの第6条企業債でございます。起債の目的ですが、施設改善事業、限度額を9,140万円といたしまして、記載のとおり定めるものでございます。

第7条一時借入金ですが、その限度額を9,000万円と定めるものでございます。

第8条ですが、職員給与費を議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして定めるものでございます。

次に、5ページの第9条ですが、一般会計からの補助金を82万円と定めるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を5,357万5,000円と定めるものでございます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款国民宿舎事業収益を 2 億687万5,000円と予定いたしました。

第 1 項営業収益は 2 億447万4,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1 目利用収益 1 億8,886万9,000円は宿泊料及び食事料等でございます。2 目売店収益1,350万円は、土産品及び販売機等の売り上げでございます。3 目その他営業収益210万5,000円は、配膳料、違約金等でございます。

第 2 項営業外収益は240万1,000円と予定いたしました。主な内容といたしまして、1 目補助金82万円は、市営プール維持管理に伴います一般会計からの補助金でございます。2 目雑収益158万1,000円は、臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に、支出でございますが、8 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 款国民宿舎事業費用は 2 億71万9,000円と予定いたしました。

第 1 項営業費用は 1 億9,930万5,000円と予定いたしました。内訳につきましては、1 目宿舎経営費 1 億8,368万2,000円は、人件費、食事材料費等でございます。2 目減価償却費は 1,525万5,000円を予定いたしました。3 目資産減耗費は36万8,000円を予定いたしました。

第 2 項営業外費用41万4,000円は、企業債利息、繰延勘定償却費、雑支出及び消費税を予定いたしました。

第 3 項予備費は100万円を予定させていただきました。

次に、9 ページをお願いしたいと思います。資本的収入でございますけれども、9,140万円を予定いたしました。内容につきましては、施設改善事業に係る企業債でございます。

資本的支出につきましては 1 億2,314万9,000円を予定いたしました。1 項建設改良費は 1 億1,248万円と予定いたしました。内訳につきましては、1 目工事費9,523万5,000円は 1 階レストラン及び外壁改修工事等を予定いたしました。2 目資産購入費1,724万5,000円は家具等の備品購入費を予定いたしました。

2 項企業債償還金は273万9,000円を予定いたしました。

3 項開発費693万円は、商品開発や営業体制の見直し等、民間の経営手法導入を図るため、経営改善業務委託費を予定いたしました。

4 項予備費は100万円を予定いたしました。

恐れ入りますけれども、2 ページに戻っていただきたいと思います。第 4 条資本的収入及び支出の括弧書きには、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額、いわゆる補

てん財源を示しております。資本的収入額9,140万円、資本的支出額1億2,314万9,000円に対しまして不足する額3,174万9,000円でございますけれども、消費税及び地方消費税資本的収支調整額573万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,586万3,000円、建設改良積立金1,015万2,000円で補てんをするものでございます。

次に、11ページをお願いしたいと思います。平成19年度資金計画でございます。年度末の現金を8,204万5,000円と予定いたしました。

次に、12ページから15ページまでは給与費明細書でございますので、説明の方は省略させていただきます。

次に、16ページから18ページまでは平成19年度末の予定貸借対照表でございます。18ページの中段になりますけれども、予定ではこの期間の純利益は42万2,000円で、繰越利益剰余金と合わせまして1,154万6,000円が当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第10号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ9億2,350万円を追加し、予算の総額を271億4,000万円とするものです。

第2条は繰越明許費ですが、内容は5ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正ですが、内容は6ページの第3表で説明いたします。

2ページから4ページまでは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

5ページです。第2表の繰越明許費は、掲載の各事業が年度内に完了しない見込みとなったことから繰越明許の設定を行うものです。

6ページです。第3表の地方債の補正について説明いたします。

国の補正予算が成立し、安全・安心な学校づくり交付金の追加が決定しました。平成19年度に予定していた地震補強、大規模改造工事のうち幾つかが今年度に前倒しで採択されましたので、今回の補正で対応するものです。財源は交付金と補正予算債となります。補正予算債は充当率が100%でございます。どの団体もこの時期になりますと一般財源の余裕がなく

なりますので、100%の起債が認められるものでございます。そして、この補正予算債は後年度に元利償還金の50%、地震補強の部分は60%が普通交付税に算入されますので、通常の起債と比較してかなり有利と言えます。まず、小学校校舎等改修事業では中央小、鶴巻小、滝郷小の校舎等改修により限度額を5億3,750万円と、中学校校舎改修事業では第一中学校の校舎改修により限度額を2億5,430万円とそれぞれ予定するものです。

なお、これらの事業は18年度中に執行することができないため全額19年度に繰り越して執行することになりますので、先ほどの5ページの繰越明許費の表に掲載してございます。

次に、変更です。排水路整備事業の1,340万円の減額は、まちづくり交付金が増になったことにより減額するものです。小学校校舎改修事業で5,150万円、小学校屋内運動場改修事業で90万円、中学校屋内運動場改修事業で2,050万円の追加は、それぞれ学校教育施設等整備事業債を予定しておりましたが、合併特例債の対象となったために充当率が上がりますので、それに対応するものでございます。

次に、歳入です。飛んで9ページになります。11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金3,443万1,000円の追加は、児童数の実人数が当初の人数を上回ったため保育所運営費負担金を追加するものです。

3目教育費負担金84万5,000円の追加は、児童・生徒数の実人数が当初の人数を上回ったため学校給食費負担金を追加するものです。

13款国庫支出金の1項1目2節児童福祉費国庫負担金107万6,000円の追加は、児童数の増加によるものです。

2節生活保護費負担金の2,435万4,000円の減額は、医療扶助費が減となったためです。

2項1目民生費国庫補助金、1節障害程度区分認定等事業費補助金103万4,000円の追加は、障害程度区分認定等に係る事務費が補助対象になったためです。

2節次世代育成支援対策交付金675万円の減額は、交付基準の変更によるものです。

10ページです。3目土木費国庫補助金1,889万4,000円の追加は、排水路整備事業、市営住宅耐震診断事業について計上するものです。

5目教育費国庫補助金の3億1,505万5,000円の追加は、第3表の地方債補正の追加でご説明したとおり、安全・安心な学校づくり交付金が新たに採択されたため計上するものです。

6目総務費国庫補助金の市町村合併推進体制整備費補助金340万円の追加は、小学校緊急通報システムの設置に対して補助を受けるものです。

14款県支出金、1項1目2節児童福祉費負担金53万8,000円の追加は、国庫負担金と同様

に、児童数の増加によるものです。

6 目総務費県補助金474万5,000円と 7 目教育費県補助金394万8,000円の追加は、県派遣職員の人件費に対して支援を受けるものです。

2 項 2 目民生費県補助金314万5,000円の減は、補助基準額の改正と当初予定した事業ができなかったことにより減となります。

8 目県総合補助金100万円の追加は、元気な市町村づくり総合補助金で、医療福祉・食・交流の郷づくり事業に対する補助が決定したものです。

17款繰入金です。1 目財政調整基金繰入金の 2 億6,387万9,000円の減額は、国・県の補助金等の採択及び幾つかの小・中学校校舎等の地震補強、大規模改造工事が合併特例債の対象となったことにより、基金の繰り入れが少なくて済むものです。

12ページです。19款諸収入です。3 項 1 目 1 節保育所管外受託事業収入789万8,000円の減額は、児童の減によるものです。

5 項 3 目雑入711万円の減は、コミュニティバス 2 台の購入額が決定したため、日本宝くじ協会の助成を減額するものです。

20款市債は 8 億5,130万円の追加であり、第 3 表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出です。事業を単位に、歳入で触れなかった主な内容を説明いたします。

13ページになります。1 款 1 項 1 目議会費の議会運営費の追加は、会議録調製委託料です。

2 款 1 項 8 目電子計算費6,712万3,000円の減額は、説明欄 1 番の電算システム運用事業で、法改正によるシステム改修費用額が決定したことによる減額と、新規で介護保険システムの改修を行うものです。2 番の統合型地理情報システム整備事業は、契約額が決定したことによるものです。

10目地域振興費は、説明欄 1 番のコミュニティバス等運行事業819万5,000円の減額で、8 節報償費と18節バス購入額が決定したことによる減、また、19節バス助成金の追加は、海上地区ルートの前年 1 月から12月までの運行実績による損失額と19年 4 月からの新車両の導入により、年度ごとの委託費に変更するための 1 月から 3 月分までの損失見込みを補正するものです。14ページです。2 番のバス路線維持対策事業346万5,000円の追加は、千葉交通が運行する路線バスの府馬線と神宮寺浜線の 2 路線に対する補助です。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費315万8,000円の減額は、障害程度区分認定等事業に係る国の基準が決定されたことにより、サービス利用計画作成対象者数などが減となったためです。

4 目国民健康保険費179万5,000円の追加は、国保財政安定化支援事業繰出金の増によるものです。

3 項 4 目保育所費で説明欄 1 番の保育所運営費437万4,000円の減額は、私立保育所運営委託料が児童の減で減額、管外保育委託料を児童の増により追加するものです。2 番の私立保育所保育対策等促進事業367万4,000円の減額と、16ページになります。3 番私立保育所すこやか保育支援事業442万2,000円の減額は、補助基準額の改正と当初予定した事業ができなかったことにより減となります。

4 項 2 目生活保護扶助費3,247万1,000円の減は、医療扶助費の減によるものです。

4 款 1 項 4 目環境衛生費527万2,000円の減額は、東総地域ごみ処理広域化推進協議会の解散により減となります。

6 款 1 項 4 目畜産振興費360万1,000円の追加は、豚オーエスキー病、鶏伝染病予防事業の実施数の増加に伴うものです。

7 款 1 項 2 目商工振興費100万円の追加は、干潟工業団地内の排水の放流先となる農業用排水路の維持管理費の負担金として計上するものです。

18ページです。8 款 3 項 3 目都市下水道費2,280万円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減によるものです。

4 項 1 目住宅管理費252万円の減額は、市営住宅耐震診断調査事業で、事業費が決定したことによるものです。

10款 2 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番の小学校耐震診断調査事業429万4,000円の減額は、事業費が決定したことによるものです。2 番の小学校施設改修事業 7 億4,814万2,000円の追加は、中央小、鶴巻小、滝郷小校舎等の地震補強、大規模工事を行うものです。それで、先ほど私が議案第 1 号の10款の教育費の中で小学校 7 校の校舎等の改修工事を19年度予算で行うということを申し上げましたが、実は今申し上げました 3 校は先ほどの中に含まれてしまっておりました。平成19年度で予算化いたしますのは 4 校でございます、19年度に事業執行するのが今申し上げました 3 校と合わせて 7 校ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、20ページです。3 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番の中学校耐震診断調査事業160万6,000円の減額は、事業費が決定したことによるものです。2 番中学校施設改修事業 3 億1,691万7,000円の追加は、第一中学校校舎の地震補強、大規模改造工事を行うものです。

10款 5 項 3 目学校給食費84万5,000円の追加は、第二学校給食センター運営費で児童・生

徒数の増による給食費負担分の賄材料費を計上するものです。

13款 2 項 1 目水道事業公営企業費609万7,000円の追加は、水道事業会計繰出金の増によるものです。

3 目国民宿舎事業公営企業費94万5,000円の追加は、耐震診断事業の国庫補助率の変更と対象事業費が増額となったため、相当額を出資するものです。

22ページです。本表は地方債の現在高の見込みに関する調書です。今回の補正額は、教育債に 8 億6,470万円を追加し、土木債から1,340万円を減額することにより、18年度末現在高見込額は271億2,361万4,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中でございますが、ここで 3 時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 3 分

再開 午後 3 時 3 5 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,182万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億6,644万5,000円とするものでございます。

2 ページから 3 ページは歳入歳出予算補正であります。

事業勘定についてご説明申し上げます。

5 ページ、6 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7 ページ以降でご説明申し上げます。

7 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は409万6,000円を増額するものでございます。これは旭中央病院の保健事業に係る特別調整交付金でございます。

6款2項1目県財政調整交付金は260万円を増額するものであります。これは、国保事業の適正化に関する事業への交付として、国保特別会計を通して国保診療施設であります旭中央病院と滝郷診療所へ交付されるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金は179万5,000円を増額するものです。これは4節の財政安定化支援事業繰入金での増額であります。

10款1項1目繰越金は333万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。1款1項3目保健衛生普及費は639万6,000円を増額するものです。これは、歳入でも申し上げましたが、旭中央病院の保健事業に係る国の交付金と県交付金のうち、旭中央病院分をそのまま支出するものでございます。

9款1項3目償還金は512万9,000円を増額するものでございます。これは、国庫負担金のうち、平成17年度分の療養給付費等負担金の精算により返還するものでございます。

9款3項1目直営診療施設勘定繰出金は30万円を増額するものでございます。これも歳入で申し上げましたが、滝郷診療所分の国保事業の適正化に関する事業に係る交付金として施設勘定に繰り出すものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号、平成18年度旭市老人保健特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ89万円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億7,189万円とするものでございます。

2ページから3ページは歳入歳出予算補正であります。

5ページ、6ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括であります。内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

2款2項1目事務費国庫補助金として89万円を計上するものでございます。これは、昨年7月に電算システムの修正が必要となり、急を要するということから予備費で対応いたしましたが、このたび国庫補助金として交付されることから、受け入れのための予算措置を行うものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費は89万円を増額するものです。これは、歳入でも申しあげました電算システムの修正に伴う国庫補助金を受けまして、同額を電算業務委託料として計上するものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○下水道課長（山崎健次） 議案第13号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

平成18年度の下水道事業特別会計の市債の予算額につきましては、当初1億6,900万円でございましたが、今年度創設されました下水道事業債の特別措置分として借り入れ可能な2,280万円を増額しまして、同額を一般会計繰入金から減額するものでございます。

補正予算書の6 ページをお開き願います。歳入について説明いたします。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は2,280万円の減額となります。

8 款市債、1 項 1 目下水道債は2,280万円の増額となります。内訳は、下水道事業債特別措置分として借り入れることができる金額でございます。

歳入予算額及び歳出予算額の変更はございません。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第14号、平成18年度旭市水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1 ページをお開きください。第1条は、当会計の補正（第2号）を行う旨の規定でございます。

第2条は収益的収入の補正、第3条は資本的支出の補正であります。内容につきましては、2 ページの実施計画で説明させていただきます。

第4条は他会計からの補助金の補正であります。これは、収益的収入の補正と関連しますが、国の定める高料金対策補助金の基準単価の変更によりまして、一般会計からの補助金

が追加されるものであります。

次に、2ページをお開きください。平成18年度旭市水道事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入の部であります、1款水道事業収益は、既決予定額16億3,799万2,000円に3,418万2,000円を追加し、補正後の予定額を16億7,217万4,000円とするものでございます。この内訳といたしましては、2項営業外収益を追加するもので、内容としましては、1目他会計補助金ですが、先ほどの総則第4条でも申し上げましたが、一般会計からの高料金対策補助金609万7,000円を追加し、2目補助金につきましては、県から助成されている市町村水道総合対策事業補助金でございます。これは、一般会計からの高料金対策補助金が追加されたことと、補助金の算定に変更が生じたことによりまして、再計算の結果、2,808万5,000円の追加となるものでございます。

資本的支出につきましては、1款資本的支出、既決予定額5億5,999万5,000円に119万4,000円を追加し、補正後の額を5億6,118万9,000円と予定するものでございます。この内容につきましては、企業債の借り換えに伴いまして元金償還に変更が生じ、企業債償還額を追加するものでございます。

次に、3ページをお開きください。平成18年度旭市水道事業会計補正予算資金計画でございます。17年度決算とこの補正によります受け入れ、支払資金を補正し、年度末の現金残高を5億2,130万1,000円と予定するものでございます。

次の4ページからは18年度末の予定貸借対照表でございます。

次に、6ページの下から5行目、当年度決算見込みは、純損失1,969万2,000円、欠損金合計額は5億7,769万5,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第15号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条は補正予算を定める総則でございます。

第2条は、予算第4条に定めました資本的収入の予定額の補正を定めるものでございます。内容につきましては、3ページをお開きください。平成18年度補正予算（第2号）実施計画

でございます。

今回の補正は、資本的収入につきまして94万5,000円を追加いたしまして、補正後の予定額294万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、第1項出資金94万5,000円の追加でございまして、耐震診断調査事業におけます国庫補助率が3分の1から2分の1に変更になりましたので、一般会計からの出資金が追加となるものでございます。これを受けまして、補正後の資本的収支不足額の財源も変更になります。

1ページに戻っていただきたいと思います。第2条には、予算第4条の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,595万9,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,501万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,423万円」を「当年度分損益勘定留保資金1,328万5,000円」に改めるものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。この表は平成18年度補正予算（第2号）資金計画でございます。補正後における当年度末の現金を9,208万4,000円と予定するものでございます。

次に、5ページから7ページまでは平成18年度末の予定貸借対照表でございます。

6ページの下段の自己資本金ですが、5億1,203万8,000円となる見込みでございます。

また、7ページの下段になりますけれども、剰余金合計8,179万5,000円と合わせました資本合計ですが、5億9,657万1,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第15号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第32号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第16号から議案第23号及び議案第32号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第16号、旭市監査委員事務局設置条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されたことに伴い制定するものです。従来は、地方自治法の規定により「市の監査委員の定数は3人又は2人とし、条例で定める」また「市の監査委員に条例により事務局を置くことができる」と規定さ

れていたため、当市では「監査委員条例」によりこれを定めていました。しかし、今回同法の改正により、「市の監査委員の定数は２人とする。ただし、条例でこれを増加することができる」と改正されました。当市においては、従来どおり監査委員の定数を２人とするためこれを条例で定める必要がないので、事務局の設置のみの条例を制定するとともに、現行の「監査委員条例」を廃止するものです。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

第１条は、地方自治法の規定により監査委員事務局を設置する旨の規定であります。

第２条は、事務局に必要な職員を置く。また、職員の定数は、定数条例に定める旨の規定であります。

第３条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定であります。

附則第１条は、本条例の施行日を規定するものであります。

附則第２条は、現行の旭市監査委員条例を廃止するものであります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

続いて、議案第17号、旭市副市長定数条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、やはり地方自治法の改正により、市町村の助役に代えて市町村に副市長を置くものと改正されたこと、また副市長の定数は条例で定めるものと改正されたことに伴い、当市においては、定数を１人とするため、新規に制定するものであります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続いて、議案第18号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、やはり地方自治法の改正により、「助役に代えて副市長を置く。」「収入役を廃止して一般職である会計管理者を置く。」「一般職の職員における吏員とその他の職員の区分を廃止するとともに、事務吏員及び技術吏員の区分の廃止をする。」と改正されたことに伴い、第１条の旭市行政組織条例から第９条の旭市特別職報酬等審議会条例までの関係条例９件について、一括改正するための条例を制定するものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

第１条は、旭市行政組織条例の別表の秘書広報課の事務分掌中の「助役」を「副市長」に改正するものです。

第２条は、旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の第４条第２項中の「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改正するものです。

第3条は、旭市職員の旅費に関する条例の別表の職又は職務の級中の「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改正するものです。

第4条は、旭市税条例の第2条第1号中の「市吏員」を「市職員」に改正するものです。

第5条は、旭市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の第6条中の「技術吏員、事務吏員その他」を削る改正をするものです。

第6条は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の第3条第2項第5号の「市の助役」を「副市長」に改正するものです。

第7条は、旭市青少年問題協議会設置条例の第3条第4項第2号の「助役」を「副市長」に改正するものです。

第8条は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の第5条第1項中の「収入役」を「会計管理者」に改正するものです。

第9条は、旭市特別職報酬等審議会条例の第1条中の「、助役若しくは収入役」を「若しくは副市長」に改正するものです。

附則は、本条例の施行日を規定するものです。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案ですが、職員の勤務時間制度については、国家公務員に準じて無給の休憩時間及び有給の休憩時間の制度が設けられていましたが、民間企業では休憩時間に相当する制度が普及していない等の理由から、国において昨年7月から休憩時間が廃止されました。市においても国に準じて休憩時間を廃止して、勤務時間の改正を行うものであります。

それでは、条文の内容についてご説明いたします。

第6条第1項は、休憩時間、昼休みを1時間とする旨の規定です。

同条第2項は、育児及び介護等の事情のある職員については、該当する職員から申し出があり、かつ公務の運営に支障がないと所属長が認めたときは、休憩時間を45分とすることができる旨の規定です。

同条第3項は、窓口業務等職務の特殊性または部署の特殊の必要性がある場合、職員の休憩時間を交代で与えることができる旨の規定です。

第7条は、休憩時間を廃止するので、条文を削除するものです。

附則第1項は、本条例の施行日を規定するものです。

附則第2項は、公務の運営上、特別の形態により勤務する消防署等の交代制勤務職員については、その業務の特殊性及び勤務時間の割り振り等の観点から、従前の例による経過措置の規定です。

以上の改正によりまして、勤務時間は4月1日より午前8時30分から午後5時30分までとなる予定です。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

次に、議案第20号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、新年度において、障害福祉に係るシステムづくりのために中核的な役割を果たす協議の場としての「地域自立支援協議会」の設置、また指定介護予防支援事業者として新予防給付のケアマネジメントを行う地域包括支援センターの運営の公正性及び中立性を確保するための「地域包括支援センター運営協議会」を設置するため、両協議会の委員の報酬を月額6,000円と規定し、別表に加えるものです。

なお、施設の廃止により設置を終えた「勤労青少年ホーム運営協議会」の委員報酬の規定について、別表から削除するものです。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

次に、議案第21号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、助役を副市長に改めるとともに、旭市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の特別職の給料額を引き下げるとともに、交通機関を利用するものの通勤手当を加えるものです。これにより、市長の給料は79万円から77万4,000円に、助役の給料額は65万円から64万円に減額し、人件費の抑制を図るものであります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

次に、議案第22号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、ただいま議案第21号で補足説明を申し上げましたとおり、同様の理由により改正するものです。

なお、この改正により、教育長の給料額は61万円から60万円に減額するものであります。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

次に、議案第23号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、補足説明を申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく改正で、扶養手当については、少子化対策が取り組まれている中で、３人目以降の子と２人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、３人目以降の手当額を5,000円から6,000円に引き上げるものです。

管理職手当については、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務、職責を端的に反映できるように、現行の定率制から職務の級別、職別の定額制に移行するものです。また、勧告とは別に行政改革の一環として給与の適正化を図るため、消防業務に従事する職員の特殊勤務手当を見直し、火災及び救急出場時の不従事・不搬送等の手当の廃止を行うものであります。

なお、改正条例の第10条第３項は扶養手当の改正に係る規定、第21条第２項は管理職手当の改正に係る規定、別表第３は特殊勤務手当の改正に係る規定、附則は本条例の施行日を規定するものです。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

次は、ちょっと飛んでいただきまして、第32号でございます。議案第32号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

本案は、１点目といたしまして、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体に千葉県後期高齢者医療広域連合が本年４月１日より新たに加わること、２点目として、北総西部衛生組合が解散し香取広域市町村圏事務組合と統合すること、３点目として、共同処理する事務に係る共同処理団体へ両団体の加入、減少により組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規約の改正、また、先ほど来補足説明を申し上げます地方自治法の改正に伴い、会計管理者の設置等、千葉縣市町村総合事務組合の執行機関に関する規約について所要の改正が生じたことから、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

以上で、議案第16号から議案第23号まで、及び議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第24号、議案第25号、議案第26号について、社会福祉課主幹、登壇してください。

（社会福祉課主幹 加瀬恭史 登壇）

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定

につきまして、補足説明申し上げます。

保育所の指定管理者による管理ができるように 3 条を加えるものです。

第 5 条は、市立保育所の管理を指定管理者に行わせることができる旨、改正するものであります。

第 6 条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定するものであります。

第 7 条は、指定管理者はこの条例及びこの条例に基づく規則に定めるところにより管理を行わなければならないよう、規定するものであります。

なお、本条例の施行は平成19年 4 月 1 日といたしました。

以上で、議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

廃止する犬林児童遊園は、境内地本堂の裏に位置しておりまして、防犯上の危険もあり、児童遊園に適さないため利用実態がない状況が続いておりました。また、地権者からも、児童遊園を廃止し、返還してほしい旨の要望がありましたので廃止するものであります。

なお、廃止については地元区の同意もいただいております。

以上で、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

本事業につきましては、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業の補助対象事業となっております。このほど、県は平成19年度から当該事業の中で入院時の食事の自己負担額への補助の廃止をするという要綱改正を行います。それによりまして、本市におきましても条例改正の必要が生じたので、一部を改正するものであります。

改正の内容は、第 4 条、助成の範囲であります。第 1 項第 2 号の入院時の食事療養に係る標準負担額を削除し、第 1 項を次のように改めます。

この条例により助成する医療費の額は、受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法律に基づいて負担すべき医療の給付に係る一部負担額とする。ただし、付加給付等がある場合には、当該給付額等を控除した額とする。

附則として、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成19年 3 月31日以前

に医療の給付がなされたものについては、なお従前の例によったものです。

以上で、議案第26号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 社会福祉課主幹の補足説明は終わりました。

議案第27号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

- 保険年金課長（増田富雄） 議案第27号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市国民健康保険運営協議会委員の定数について、所要の改正を行うものであります。

国民健康保険法施行令第3条第2項では、退職被保険者等が1,500名以上になりますと被用者保険等保険者を国民健康保険の運営協議に参画させるべく委員の選出ができる規定になっております。これは、退職被保険者に係る医療費が社会保険等から拠出されているためであります。現在旭市においては該当者が2,700名おります。ついては、設置の基準を超えていることから、本条例第2条に新たに第4号として「被用者保険等保険者を代表する委員1人」を加えるものであります。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

- 商工観光課長（神原房雄） 議案第28号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、千葉県信用保証協会から融資制度の見直しについて通知があったことによりまして改正を行うものでございます。具体的には、利用者の利便性を向上させるため、第三者保証人を立てる基準の要件を緩和するものであり、法人の代表者以外の連帯保証人は原則として求めないこととなります。

それでは、議案の条文に沿ってご説明いたします。

第3条第1号の改正は、「事業上の運転資金又は設備資金」とあるものを「市内の店舗、工場、事業所又は営業所に要する事業資金であること」に改めるもので、これは事業資金の使途を明確にするための改正でございます。

第3条第3号の改正は、「保証人」を「連帯保証人」に改めるとともに、連帯保証人に関する要件の緩和により、千葉県信用保証協会がその必要がないと認める場合は連帯保証人を立てる必要がない旨を定めるものでございます。

第3条第4号の改正は、文言の整理でございます。

第6条の改正は、連帯保証人に係る定義を改正するものでありまして、第1号中、現行条例では「市税を年額3,000円以上納付する成年者」と定めておりますが、改正案では「連帯して債務を弁済し得る能力を有し」に改めるものでございます。

ただし書の追加は、連帯保証人となる法人の代表者の住所要件について、特に市長が認めたときは適用できる旨、定めるものでございます。

附則の1は、条例の施行期日を平成19年4月1日とするもの、附則の2は、改正後の施行日以降の申請に適用するものとし、施行日前の申請につきましては従前の例による旨、定めるものでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 在田 豊 登壇）

○庶務課長（在田 豊） 議案第29号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市立海上中学校が完成したことに伴いまして、本条例第2条の表中、旭市立海上中学校の位置「旭市後草2295番地」を「旭市高生77番地」に改めるものでございます。

附則は、本条例の施行日を定めるものでございます。

以上で、議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 庶務課長の補足説明は終わりました。

議案第30号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

○生涯学習課長（花香寛源） 議案第30号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、海上中学校の新校舎建設に伴い、旧校舎と併せ施設の老朽化により取り壊しいたします海上尚武館の廃止と、地域住民のスポーツ活動の施設として残します旧海上中学校体育館を社会体育施設とするため所要の改正を行うものであり、別表中の「海上尚武館、

旭市後草2302番地の２」を削り、「海上体育館、旭市後草2295番地」を加えるものです。

また、学校施設から社会体育施設となる海上体育館の使用料を附則で新たに設定するものであり、研修室については、旧海上中特別教室を使用した場合の使用料でございます。

なお、条例の施行日は平成19年４月１日です。

以上で、議案第30号について補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第31号、議案第37号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 今井和夫 登壇）

○病院事務部長（今井和夫） 議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、まず、第２条第１項第６号ないし第10号の文言の整理を行いますとともに、支払証明書の料金、腹帯料及びＴ字帯料の規定を新設するものでございます。支払証明書につきましては、これまで診療費の領収書の再発行ということをしておりませんでした。領収書を紛失された方への便宜を図るために、これを1,050円ということで定めるものでございます。それから、腹帯料とＴ字帯料につきましては、手術に際しまして事前に薬局、売店等で購入をしていただいているところでございますけれども、これも患者様からのご要望もございまして、利便を図るために病院からも購入をしていただけるようにするものでございます。

次に、別表第２のところで、その１、総合病院国保旭中央病院特別療養環境室でございすけれども、これにつきましては表全体を掲げてございすけれども、内容といたしましては、個室Ⅰという区分を新設するものでございます。近年、治療方針の問題ですとか入院環境の向上、あるいはプライバシーの保護等の理由で個室を利用される方の頻度が高くなっております。１－７病棟と、それから神経精神科病棟につきましても同様なわけですが、この両者につきましては疾病の性格上、長期療養になり、経済的負担がかなりかかるというような事情を考慮して、従前は個室料金ということを設定していなかったわけでございます。しかしながら、１－７病棟の南側の５室につきましては、ほかの部屋と比べますと日当たりも良好であり、冷蔵庫等の設備も整備が整っているということ、それから神経精神科病棟につきましては、今般新たに改修工事を実施いたしましてソファ等設備も整ったことなどの事情も考慮いたしまして、市内の患者様につきましては１日1,580円、市外の患者様につきましては同じく2,100円をお願いしたいということで設定をさせていただくものでござい

ます。

最後に、その他地方自治法の改正に伴います根拠条項の変更等を考慮いたしまして、表記方法の見直しを行うものでございます。

続きまして、議案第37号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本年2月14日付で千葉県知事より病院開設許可事項中、精神科許可病床数を30床減少することにつきまして使用許可がございました。このことによりまして、旭市病院事業の設置に関する条例別表の精神科病床250床を220床に改正したものでございます。

精神科病床につきましては、平成16年9月に厚生労働省が精神疾病患者の処遇を従来の収容隔離中心から社会復帰・地域生活重視に転換させるために、国内の精神科病院の病床数約37万床を平成27年までにその2割に当たる約7万床を削減するという方針が決定をされております。また、臨床におきましても、その治療方法がいわゆる集団治療から個別治療に移行をしております。したがって、病室の個室化等入院環境を向上させるということも求められているところでございます。このため、精神科の病床数を30床減らし、個室化への改修を実施し、許可申請を行ったものでございます。

通常ですと申請から使用許可までの期間は相当日数がかかるところでございまして、今定例会にお諮りすべきところでございますけれども、開会前に使用許可がございまして、また即日その効果が発生をするという事情から専決処分とさせていただいた次第でございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第33号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

○建設課長（米本壽一） 議案第33号、市道路線の認定について、補足説明を申し上げます。

認定路線調書をご覧いただきたいと思います。認定路線は5か所9路線で、総延長958.9メートルです。

添付してあります市道認定路線位置図、旭地区の9路線を示した全体図及び1万分の1の詳細図をご覧になっていただきたいと思います。整理番号1は、農道整備事業によるものです。整理番号2及び整理番号3から8は、開発行為等により市が帰属を受けた分譲地内の道路です。整理番号9は、道路改良事業により拡幅整備し、市道認定要件を満たすため認定するものであります。

以上で、議案第33号、市道路線の認定についての補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第34号、議案第35号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 野口徳和 登壇）

- 秘書広報課長（野口徳和） 議案第34号、第35号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在11名の人権擁護委員がおります。このうち、3名が6月30日に任期満了となりますが、合併に伴いまして現在の人権擁護委員の定数は10名となっておりますので、定数の減少に伴う調整としまして、今回3名の任期満了に対して2名を推薦することといたしました。

議案第34号で推薦したい方は、旭市神宮寺5168番地1にお住まいの林秀和氏、昭和22年11月6日生まれの方であります。林さんは、実直で温厚な人柄から地域における信望が厚く、たばこ耕作組合の役員をはじめ、大利根土地改良区総代、防犯指導員など数多くの役職を務めてこられた方です。また、平成16年からは人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

次に、議案第35号で推薦したい方は、旭市三川9058番地にお住まいの石毛昭夫氏、昭和22年5月20日生まれの方であります。石毛さんは、農業経営をされながら三川小学校のPTA副会長や飯岡中学校のPTA会長を務めてこられるなど、温厚誠実な人柄で地域における信望が大変厚く、合併時の市議会議員として、また農業委員会委員として新市の発足に尽力された方であります。さらに、平成18年からは保護司も務められており、人権擁護委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はございません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第34号、第35号の補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

議案第36号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

- 財政課長（高埜英俊） 議案第36号、専決処分の承認について、補足説明をいたします。

平成18年度旭市一般会計補正予算（第5号）です。

今回の補正は、大原幽学遺跡史跡公園内にある旧林家住宅の屋根が緊急の修復を要する状態となったため、2月7日に専決処分したものです。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ150万円を追加し、予算の総額を262億1,650万円としたものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略して、事項別明細書により説明いたします。

飛んで7ページです。14款2項県補助金は、文化財保存整備事業補助金の採択により74万9,000円の追加です。

17款繰入金は、財政調整基金から75万1,000円を繰り入れたものであり、今回の補正財源として必要な金額の追加です。

以上で歳入の説明を終わらせて、次に歳出です。

8ページです。10款教育費、4項12目大原幽学記念館費150万円の追加は、大原幽学遺跡史跡公園内にある旧林家住宅の屋根が経年劣化により緊急の修復が必要となったため計上したものです。

なお、旧林家住宅保存整備工事は、2月16日に発注しております。

以上で、議案第36号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月2日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時30分